

1964年9月21日(第3回目)

1. 開会並びに散会時刻(午前10時40分～午後4時41分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久	豪太郎	2番	比仲	定春	3番	天祐	久嶺	盛正
2番	石川	真六	6番	桑田	里美	7番	又伊佐	吉佐	正弘
8番	石川	英正	9番	大繁	昇	10番	伊佐佐	佐佐	眞得
1番	石川	英昌	12番	大官	敏行	11番	伊古	波義	寿次郎
1番	宮城	盛昌	16番	里村	村	17番	伊古	波義	眞助
19番	武島	行男	20番	仲	敏盛	21番	中里	永	仁幸

3. 不応招議員は次の通りである。

4番 安政富 盛信 14番 仲村喜永 18番 中里幸助

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した者は次の通りである。

市長	仲村	春壽	助役	吳屋	眞徳	収入役	沢山一
経務課長	松川	正義	財政課長	奥里	裕倫	住民課長	仲村
民生課長	当山	全喜	経済課長	伊佐	友誠	水道課長	田吉
建設課長	島袋	昌東	消防課長	大城	仁幸		眞義

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城 光雄 書記 関屋 繁 島袋 真由 知念 寿光

8. 議事日程

日程第7、一般質問

日程第8、陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情について

日程第11、議案第44号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する議案について

条例について

議長～出席14名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立ので本日の会議を開きます。

議長～暫休憩致します。(午前10時40分)

議長～再開致します。(午前10時44分)

議長～只今お諮りしました様に日程の追加をお願いします。日程第7の一般質問、日程第8陳情9号、取引銀行指定に関する陳情について、

1964年9月21日(第3日目)

1. 議論並びに散会時刻(午前10時40分~午後4時41分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比堀定	3番	天久健吉	4番	盛康弘
5番	石川真六	6番	仲春里	7番	稻嶺又	8番	正正得
8番	石田英正	9番	安里安	10番	明昇	11番	佐佐真貞
11番	石川繁	12番	大川里	13番	伊佐佐古波藏	14番	行寿清次郎
15番	宮城盛昌	16番	富里敏	17番	伊佐良	18番	喜永中里幸助
19番	武島行男	20番	仲敏	21番	光		

3. 不応招議員は次の通りである。

4番 安次富 盛信 14番 仲村喜永 18番 中里幸助

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した者は次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	吳屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	財政課長	奥里将伸	住民課長	仲村春信
民生課長	当山全喜	経済課長	伊佐友誠	水道課長	国吉真義
建設課長	島袋昌兼	消防課長	大城仁幸		

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 髙屋豊 島袋真由 知念善光

8. 議事日程

日程第7. 一般質問

日程第8. 陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情について

日程第11. 議案第44号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例について

議長~出席14名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立のべ本日の会議を開きます。

議長~暫休憩致します。(午前10時40分)

議長~再開致します。(午前10時44分)

議長~只今お詣りしました様に日程の追加をお願いします。日程第7の一  
般質問、日程第8 陳情9号、取引銀行指定に関する陳情について、

日程第9、議案第42号宣野市育英会定款変更について、日程第11、議案第43号宣野市育英会業務承認について、日程第10、議案第44号宣野市財産取得管理及び処分に関する条例の1部を改正する条例について、以上の通りの順で進みたいと思います。  
日程の順に従いまして、日程第7の1般質問から行います。

議長～暫休憩をします。(午前10時45分)

議長～再開致します。(午前10時50分)

3 音～私の質問の(3)から質問致します。督課委員会設置の条例に付しまして予算も次年度から発足するという様に予算も計上してある事だと思いますが、それに付まして、まだ委員の任命、その他委員会の発足が出来てない様であります。これの理由はどこにあるか、それについて市長のご答弁をお願い致します。

市長～市長の附属機関としての督課委員会を作る事になつておりますが、大体準備は出来ておりますけれども、最近商業高等学校の問題でこの仕事に多忙を極めまだ発足されておりませんので、近い内にこれを発足したいと思います。

3 音～総相談どういう委員会を発足されるか、委員会の中にも沢山あると思うんですが、全部一ぺんに発足の予定であるのか。それとも必要にせまられた都間の委員会の発足をされるのか。どの委員会を総相談から発足するという様な計画が出来ている様ですから。その点もご答弁願いたいと思います。

市長～出来るならばいつしょに発足した方が良いんだけれども、特に建設と財政の方は急がなければいかないので出来たら8月中にでもやろうと云うので準備を進めておりましたが、それが先づき申し上げた様な理由でまだ出来ておらないので議会でも済めば各委員会の準備が出来たら同時になるしこれがそのまままだ検討してありますんで全部整わなければ、今先申し上げた2つの委員会だけでも先にやりたいと思つております。

3 音～今構成の段階で具体的な権限まだと云うんですか。

市長～~~又~~過をして総相談も検討はしております。

3 音～分りました。

2番目の問題、都計の場合の資金援助を政府から受けると前から施政方針のたび事に云つておられる訳でありますが、これについて宣野市が都計の指定期を受けたのが60年であります。すでに都計の1部は実行していると云うことになる訳であります。それにつれて都計の補助金援助額定によりますと、毎会計年度の4半期

日程第9，議案第42号宜野湾市育英会定款変更について、日程第11，議案第43号宜野湾市育英会業務承認について、日程第10議案第44号宜野湾市財産取得管理及び処分に関する条例の1部を改正する条例について、以上の通りの順で進めたいと思います。  
日程の順に従いまして、日程第7の一般質問から行います。

議長～暫休憩致します。（午前10時45分）

議長～再開致します。（午前10時50分）

3番～私の質問の（3）から質問致します。審議委員会設置の条例に付きまして予算も次年度から発足するという様に予算も計上してある事だと思いますが、それに付まして、まだ委員の任命、その他委員会の発足が出来てない様であります、これの理由はどこにあるか、それについて市長のご答弁をお願い致します。

市長～市長の附属機関としての審議委員会を作る事になつておりますが、大体準備は出来ておりますけれども、最近商業高等学校の問題でこの仕事に多忙を極めまだ発足されておりませんので、近い内にこれを発足したいと思います。

3番～何日頃どういう委員会を発足されるか、委員会の中にも沢山あると思うんですが、全部一ぺんに発足の予定であるのか、それとも必要にせまられた部間の委員会の発足をされるのか、どの委員会を何日頃から発足するという様なご計画が出来ている様ですから、その点もご答弁願いたいと思います。

市長～出来るならばいつしょに発足した方が良いんだけれども、特に建設と財政の方は急がなければいけないので出来たら8月中旬にでもやろうと云うので準備を進めておりましたが、それが先つき申し上げた様な理由でまだ出来ておらないので議会でも済めば各委員会の準備が出来たら同時にこれがそのまままだ検討してありませんので全部整わなければ、今先申し上げた2つの委員会だけでも先にやりたいと思つております。

3番～今構想の段階で具体的案はまだと云うんですか。

市長～入選をして何回も検討はしております。

3番～分りました。

2番目の問題、都計の場合の資金援助を政府から受けると前から施政方針のたびに云つておられる訳であります、これについて宜野湾市が都計の指定を受けたのが60年であります、すでに都計の1部は実行していると云うことになる訳であります、それについて都計計画の補助金援助規定によりますと、毎会計年度の4半期

の 15 日前までに書類を提出する事になつてゐるが、それに基づいて補助申請の手続きをなされた事があるか、どうかはありましむら正式の文書番号ですね。すでに 4 ケ年前と思ふんですが、それについて出された事があるかどうか、補助規程によります前の補助申請を出されたことがあるかどうかお伺いします。

市長～これについては担当課の課長で細かい説明をしてもらいますから今までの何が、これから先何か年間のその計画を出せと云うのでそしてそれに単位を出して提出してあります、別に補助申請と云うがかかるがみ文付けずに、そしてその事業としてこれをやつて頂きたいと云う係りの話合、それから課長、局長の了解を得てこれを仕事をおこなっておりますこの提出書類の月日については課長の方から回答して答える様にしてありますので、そう云うふうに致したいと思ひます。

建設課長～貯今の都市計画の資金援助に対する提出資料の日付をお聞きの様でございますが、政府の方と致しましては、現在まで補助金の申請と云う場合に従来までは文書で来たりしておつた事と想い案ですが、最近になつて口頭で電話でもつて普通毎月毎月までに補助金の申請をしなさいとこう云うふうにして来ている訳でありますそれでどちらの方としましてエフ型文書にしてかがみ文を付けて提出した事がございますが、その時に慎重にしてもらうと非常にやり難くないと文書と云うよりも、むしろ紙に書いてどういうかつ様になるとそれから圖面を付けてどの位置に当るとこう云うふうな程度で出してくれんかとこう云う要望がございまして、それ以後に繰り電話連絡とそれなら妥文書によらずに普通のこちらで作成したものをそのまま持つて行つて提出をしております、そう云う実状であります。それから申請の日付であります、最近直々提出してくれとき云う連絡が済りました、これは政府の財政 3 ケ年計画と相呼応して掛りたいと云う様な内容の補助申請でございます。これは 6 月の 29 日にこちらから出でております、これは 5.6 年、5.7 年、5.8 年の 3 ケ年分でございまして、1 年間の補助申請が約 10 万筆になる様にして 3 ケ所分位を出してくれと結局計 9 本になる様であります、それからそれ以前に 6 月の 2 月に 1 設計士本事業としまして 6.5 年度総合地図にわたる土本事業に対し見積をして出してくれとそういうふうな事でそれが今月いっぱいに提出してくれとそういう事であります。その内で上位 3 番目まで標準に出してくれと、こう云う事でありますこれは 6 月の 2 日にこちらの方から出でております、それから更にその以前に 5 月の 11 日に提出してあります、これも同じく電話連絡であります。以上であります。

3番～補助金の交付規程の第 4 条は私見と云ふうなんですが、これに対して補助金交付申請をしようとする市町村は毎 4 半期前 15 日までに補助金交付申請様式第 1 号を行政局主査に提出しなければならない旨ちゃんと様式にも示されておりますが、それについて様式じやくなくして單なる全般的の申請であるのかですね、法によつて様式が示さ

の 15 日前までに書類を提出する事になつておるが、それに基づいて補助申請の手続きをなされた事があるか。どうか、ありましたら正式の文書番号ですね、すでに 4ヶ年前と思うんですが、それについて出された事があるかどうか、補助規定によります所の補助申請を出されたことがあるかどうかお伺いします。

市長～これについては担当課の課長で細かい説明をしてもらいますから今までの何が、これから先何か年間のその計画を出せと云うのでそしてそれに単位を出して提出してあります。別に補助申請と云うがかかる文付けずに、そしてその事業としてこれをやつて頂きたいと云う係りの詰合、それから課長・局長の了解を得てこれを仕事を進めていますこの提出書類の月日については課長の方から調査して答える様にしてありますので、そう云うふうに致したいと思います。

建設課長～只今の都市計画の資金援助に対する提出資料の日付をお聞きの様でございますが、政府の方と致しましては、現在まで補助金の申請と云う場合に従来までは文書で來たりしておつた事と思いますが、最近になつて口頭で電話でもつて普通何月何日までに補助金の申請をしなさいとこう云うふうにして来ている訳であります。それでこちらの方としまして、1般文書にしてかがみ文を付けて提出した事がございますが、その時に慎重にしてもらうと非常にやりたいにくいと文書と云うよりも、むしろ紙に書いてどういうかつ好になるとそれから図面を付けてどの位置に当るとこう云うふうな程度で出してくれんかとこう云う要望がございまして、それ以後に絶え電話連絡と、それから公文書によらずに普通のこちらで作成したものをそのまま持つて行つて提出しております。そう云う実状であります。それから申請の日付でありますが、最近直々提出してくれと云う連絡がありました。これは政府の財政 3ヶ年計画と相呼応して出したいと云う様な内容の補助申請でございます。これは 6 月の 19 日にこちらから出ております。これは 56 年・57 年・58 年の 3ヶ年分でございまして、1 年間の補助申請が約 10 万円になる様にして 3ヶ所分位を出してくれと結局計 9 本になる訳であります。それからそれ以前に 6 月の 2 日に 1 般土木事業としまして 65 年以降全地域にわたる土木事業に対して見積をして出してくれとそういうふうな事でそれが今月いつばいに提出してくれとそういう事でありますその内で上位 3 番目までは早急に出してくれと、こう云う事でありますとこれは 6 月の 2 日にこちらの方から出ております。それから更にその以前に 5 月の 11 日に提出してあります。これも同じく電話連絡であります。以上であります。

3 評～補助金の交付規定の第 4 条は私見と感想ですが、これに対して補助金交付申請をしようとする市町村は毎 4 半期前 15 日までに補助金交付申請様式第 1 号を行政府主席に提出しなければならないとちゃんと様式にも示されておりますが、それについて様式じやなくして單なる全般的の申請であるのかですね、法によるて様式が示さ

れであります。これに對づいてやつておられんと云うのは、どこに理由があるか。補助金施行規程も様式もちゃんとあると認程にもちゃんと明示されておりますが、それによつて向うとして説明、指令を出してやるを云う様な方法じやないかと思つておりますが、人の補助金交付申請は出されてないと云う點でありますね。

難設課長～立前でありまると、滋賀に従つて申請もし、それからその許可によつて示達されるもんだと思ひますが、最近の色々な趣旨更正と云い重すが、そういうのがつけて非常に本府の方でもこういう文書を云うよりも、むしろ頭でさうつているというのが現状の様であります。それぞれについて詳しく聞いてただした事はございませんが、我々ど樂しまして、もちろんとぞういう規則がある以上はそれに附つて出来でば運営して行きたいと考えてはおります。が政府の事でありますので能く通り電話でやつておる次第でございます。

- 3 音～先つき電話或は文書の申請というのは、これは調整の段階の電話連絡であるのが、或は話合いであるのか、或は正式文書としての交付規程に則つての様式であつたか、その点お願いします。

典設課長～様式そのものは大体同一であります。所が貝とちから強制される文書に決議の調書は付はでないと云うのを、それから向こうで何月何日に入受付たと云う様な確実な帳簿上にのる様な文書はならないと云う事で済ります。(略)

- 3 言～これは本年度だけですか、平成 0 年の 5 月 30 日に宮崎県が都道府県とその  
施行地域に指定された訳であります。そのよう年からずっと今まで、今先の  
云うふうな補助を受ける資格が出たと云う事になりますが、6 月に提出す  
れば出されると云うのは毎年度の予算の補助申請だと風が吹き寄せ  
その前もそういう様式でありますか? そういう形式で開けられた  
もんですか? その文書形式で出された訳でありますか?

議長～暫休憩をします。(午前 11 時 4 分)

議長～再開致します。(午前11時6分)

- 3 看～園道買間がない様ですかね、1番は移りますと現在市内1号線の道路工事が為されておりますが、それに付きまして住民地域その排水の関係式は関係と申しますと歩道とかそういう云うのを設けるとか、そういう云うものについて1市長さんからお聞きしたいと云う訳であります。市長さんからお聞きする前に課長さんから部落からもう向こう1番が排水が悪いと云う様なたびたびの陳情があるじつ前回の週間の場合に保健所の方から是等向こうの排水を改善してくかと云うようなその要望がありまして大体具体的にやるうと云う所まで行っておつたんだが、出来なかつた理由とそれからその後の処置について課長さんから1度おちましを説明願いたいと想います。

れておりますが。これに基づいてやつておられんと云うのは、どこに理由があるか。補助金施行規定も様式もちゃんとあると規定にもちゃんと明示されておりますが、それによつて向うとしては、指令を出してやると云う様な方法じやないかと思つておりますが、人の補助金交付申請は出されてないと云う訳でありますね。

建設課長～立前でありますと、法規に従つて申請もし、それからその許可によつて示達されるもんだと思いますが、最近の色々な援助更正と云いますか。そういうかつて非常に本庁の方でもこういう文書と云うよりも、むしろ口頭でやつているというのが現状の様でありますそれでそれについて詳しく問い合わせた事はございませんが、我々と致しましてもちゃんとそういう規則がある以上はそれに則つて出来では運営して行きたいと考えてはおります。が政府の事でありますので従来通り電話でやつておる次第でございます。

3番～先つき電話或は文書の申請というのは、これは調整の段階の電話連絡であるのか、或は話合いであるのか、或は正式文書としての交付規定に則つての様式であつたか。その点お願いします。

建設課長～様式そのものは大体同一であります。所が只こちらから発信される文書に決裁の調書は付けてないと云うのと、それから向こうで何月何日に受付たと云う様な確定な帳簿上にのる様な文書にならないところ云う事であります。

3番～これは本年度だけですか。60年の5月30日に宜野湾が都市計画施行地域に指定された訳でありますが、そのよく年からずつとそう云うふうな補助を受ける資格が出たと云う事になりますが、今先の6月に出されると云うのは現年度の予算の補助申請だと思いますがその前もそういう様式であつたかですね。そういう形式で出されたもんですか。その文書形式で出された訳でありますか。

議長～暫休願致します。(午前11時4分)

議長～再開致します。(午前11時6分)

3番～関連質問がない様ですから、1番に移ります。現在市内1号線の道路工事が為されていますが、それに付きまして住民地域との排水の関係或は関係と申しますと歩道とかそう云うのを設けるとか。そういうものについて1応市長さんからお聞きしたいと云う訳であります。市長さんからお聞きする前に課長さんから部落からも向こう1帯が排水が悪いと云う様なたびたびの陳情があるし、前の春の調査の場合に保健所の方から是非向こうの排水を改善してくれと云うようなその要望がありまして大体具体的にやろうと云う所まで行っておつたんだが、出来なかつた理由と、それからその辺の処置について課長さんから1応あらましを説明願いたいと思います。

3 番～これは春の清掃週間の場合の措置の方からどうなつたかをですか。

建設課長～役所の方では当初この工事は施行されている事が分らなかつたのでござります。それでは何等工事をしているし、それから議員の方

ことござります、それで後で上申をしておるし。それから誠実の方、それから住民の方にこれ既述う云う事かと云う訳で問い合わせがございまして、それで市としますも、

3 春～あの済貧週間のですね、工事着手商市の独自でやろうと云う所まで行つておつたのが出来なかつた理由。~~この~~後の処置です。私が貴方に答弁を求めているの歟、この問題は市長にお聞きし難ですか、私の今の質問の内容は貴方に對してですね、この前の春の済貧週間の場合は政府から示すも済つてやろうと云う所まで行つておつたが出来なかつた理由とその後の処置です、どういう処置を取つたのか

興設課長～宇都御の三叉路付近はそういう水がたまつて、その処置を考えておられたのをあります。ちょうど港橋週開になつてそれが問題化した訳であります。と云ひ裏すのは、政府の保健所の方から、角に当る交番の後側でござりますが、あそこにまん氷をするとき、霜日でも薄氷があるんや。その寒が病敗して後で伝説病でも起こつたら非常に困ると。又起らんとも限らんと云う訳で、～～番歩保健所から指摘をされた訳であります。その為に市の職員を派遣して、その内容を調査した訳でありますが、そこは測量した結果クボ地になつております。それで建物してはかれない訳であります。それで出来得ればそこでバイオを通じてそれでできき港川の方に排水をしようと云うふうに考えて工務設計書は作りました。所がこれが軍道であります。なかなかそこに軍道にバイオを建設する事が市としてやるといふ事がどうも妥当じゃないと云う様な見解になりまして、その当時止められた訳であります。これについてとれは軍が当然やるべきやないかと云う様な所まで發展して途中で立消えとなつたかつ好になつております。

3 韶～市でやる事が妥当じやないと云う結論を出された以上は市として單に当るか。或はその關係當局に当つて善処すべきだと思つておるんぢがその新規の経過はどうなつておりますか、課長さんぢも市長さんでもご答弁願いますし、あれ、それに併せて販賣する本の事かの事か、何と申しましてかなど色々な手を打つて販賣する事か、販賣の額は幾多くありますか、お尋ねを仰ぐ事か

講義～質問問題集七まで～（午前11時11分）

3 首～先つき課長の説明ではその前の排水の面は、1 茅市が計算してやるうと云う事であつたが、検討した新市でやるのが妥当ぢやないかと云う様な結論を出して。それ當然軍がやるべきだとうるさいあると

建設課長～1号線のかく張工事でありますか、これは？。

3 番～これは春の滑掃週間の場合の措置の方からどうなつたかをですね。

建設課長～役所の方では当初この工事を施行されている事が分らなかつたのでございます。それで後で工事をしているし、それから議員の方。それから住民の方にこれはどう云う事かと云う訳で問い合わせがございまして、それで市としても。

3 番～あの滑掃週間のですね、工事着手前市の独自でやろうと云う所まで行つておつたのが出来なかつた理由、それは後の処置です。私が貴方に答弁を求めてるのは、この問題は市長にお聞きしますか、私の今の質問の内容は貴方に対してもですね。この前の春の滑掃週間の場合に政府から示サもあつてやろうと云う所まで行つておつたが出来なかつた理由とその後の処置です。どういう処置を取つたのか

建設課長～宇地沼の三叉路付近はそういう水がたまつて、その処置を考えておつたのでありますが、ちょうど滑掃週間になつてそれが問題化した訳であります。と云いするのは、政府の保健所の方から、角に当る交番の後備でございますが、あそこにまん水をすると、何日でも停水があるんで、その水が敗して後で伝染病でも起こつたら非常に困ると、又起らんとも限らんと云う訳であつたが保健所から指摘された訳であります。その為に市の職員を派遣して、その内状を調査した訳でありますが、そこは測量した結果クボ地になつておりますとして書うしてはかない訳であります。それで出来得ればそこにパイプを通してそれでまき澣川の方に排水をしようと云ふうに考えて1応設計書は作りました。所がこれが軍道であります。なかなかそこに軍道にパイプを埋設する事が市としてやるという事が、どうも妥当じやないと云う様な見解になりました。その当時止めた訳であります。これについてこれは軍が当然やるべきじやないかと云う様な所まで発展して途中で立消えとなつたかつ好になつております。

3 番～市でやる事が妥当じやないと云う結論を出された以上は市として軍に当るか、或はその関係当局に当つて善処すべきだと思つておるんだがその折衝の経過はどうなつておりますか。課長さんでも市長さんでもご答弁願います。

議長～暫休憩致します。（午前11時11分）

議長～再開致します。（午前11時12分）

3 番～先つき課長の説明ではその前の排水の面は、1応市が計画してやろうと云う事であつたが、検討した所市でやるのが妥当じやないかと云う様な結論を出して、これ当然軍がやるべきだと云う事であると

云う蝶々を答弁せあります所、それに付しまして、それをやる為に軍並びに國係当局に對してどういう様な処置を取られたかでそれ、その交渉をやられたもその交渉の經過と死體の方をどうやつたかと云う事をござ答弁願いたいと申思つておいます。

排氷の件が非常に悪いと住民からとういう話しかあるの余算の方でも承おこしてもらえないかと云うふうな話しさは進めてあります。具体的にどうしてくれというふうな事は話してありません。

3 管～市長がおられんもんだかち答弁は得られんが、算に開口をもら  
いに行つまき云うのは、上野線の工事が始つて後より事になるが、そ  
ぞまくの主張をされ、芳田、山口、大河内、この三つの地元の  
のみにむかひて、説明を受けると、どうも、それで、建設課長が、そ  
ぞまじや歎息せんの様の仕事です。どういふんかねば、それが

3番～その前にもどうぞ長い面の画面をもらひに行つた方ですか？ お世話を  
うつたのですから、お手数ですが、お手数ですが、お手数ですが、お手数ですが、お手数ですが、  
建設課長～そこの排水が悪いためにその週一階の画面をもらひに行つた限で  
あります。その時にこうして排水が悪いんだと云う事を話してもあり  
ますが、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、  
それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、

3 骨～軍と云うのは軍のどこぞどういふ責任者でありますか？の御質問を承  
り申した所が日本政府は、本件につき、その内閣より御了承を得ており、建設  
課長～を被従事ストエンジニアでありますので、該責任者ではございません  
圓田関係であるべき御質問でありますから、そちらを参考にされ  
ておられると幸いです。まことに御了承しておられることで御座ります。

3. 順～係の方にそう云つた事をやつたとびう只言じ程度で手がい後罪が、  
どうもあがむかからず見てても何でもある。その時井の  
雄蔵隊長～顔面をきりつてその時に詩にまでおきおきしたのちにさかん

建設課長～現地に行きましたその工事場でその工事監督者の新川と云う人がその監督をしておりまして、その人々話合をして、その内容を調査した訳であります。丁度その時画面を操作せでないで運転の内容だけ聞いた訳ではありません。それでその内容によりますと今その画面は2部しかないようにあります。それで1部は請負業者の方とそろからもうエンジニアの方は1つあるという事であります。それで工事内容は土面の検査と瓦張工事を云うてあります。大体監視の折れる折に折れ瓦を施工するんだと云う事とそれから瓦張りが生

云う様な答弁であります。それに付まして、それをやる為に軍並びに関係当局に対してどういう様な処置を取られたかですね。その交渉をやられたらその交渉、経過と処置の方をどうやつたかと云う事をご答弁願いたいと思つています。

建設課長～これに付ましては、軍の方に図面をもらいに行つた時に、その排水の件が非常に悪いと住民からこういう話しがあるのが眞の方でもなおしてもらえんかと云うふうな話しさは進めてあります。具体的にどうしてくれというふうな事は話してありません。

3 晋～市長がおられんもんだから答弁は得られませんが、軍に図面をもらいに行つたと云うのは1号線の工事が始つて後と云う事になる訳ですね。

建設課長～そうじやありません。

3 晋～その前にもどう云う面の図面をもらいに行つた訳ですか。

建設課長～そこの排水が悪いためにその辺一帯の図面をもらいに行つた訳であります。その時にこうして排水が悪いんだと云う事を話してあります。

3 晋～軍と云うのは軍のどこでどういう責任者でありますか。

建設課長～これはポストエンジニアでありますので、責任者ではありません。図面関係です。

3 晋～係の方にそう云つた事をやつたという只話程度ですか。

建設課長～図面をもらつてその時に話してあります。

3 晋～今度のかく張工事に伴いまして、あの排水が全然考慮に民側の排水或はその1帯の面を考慮に入れんで軍道路面だけの設計並びに施行だと云う様な話しさは聞いておりますが、図面を見た場合にも軍だけの軍道路に対する排水と云う面が主だと云う事を聞いておりますがその点確かめられた事があるかですね。

建設課長～現地に行きましたその工事場でそこの工事監督者の新川と云う人がそこの監督をしておりまして、その人々話合をして、その内容を調査した訳でありますが、丁度その時図面を持合せてないで現地の内容だけ聞いた訳であります。それでその内容によりますと今その図面は2部しかないそうです。それで1部は請負業の方とそれからエンジニアの方に1つあるという事であります。それで工事内容は土面の改修と云う事を云うであります。大体路線の折れる所急に折れた所を盛土するんだと云う事とそれから交通あいま

まいの為に、都三叉線に掛つて行くとそれからパイプを通じて排水をするんだと云う事を云うております。我々の方では今つかんでいるのはそういう状況であります。

3番～前にちそういう問題が軍に提出られておるし、又さらに今度の排水面で大きな18インチのパイプを掘めてあります。それはついでそれに住民の地盤間の排水をそこに結ぶとか、そういう面の今まで全然そういう事を考慮に入れんで実際画面を見た場合になつてゐるんだが、それに對して前の住民からの要望が當局はキヤツ子しておるし、その画面の設計の変更並びに施工の住民地区からも聞き入れるという面で要望した事があるかどうかですね。その点當局も當局に対しても、これは画面がそうなつておるから、早急に關係者のロードエムなんかに行つてこの画面の変更をやつて施行を住民地区からも排水も考へる様にと要望してくれという事を申し上げてあります。どうなつておるかその点お聞かせ願います。

建設課長～工事施工の内容からしますと、道路そのものの改修と云う内容でございますので別に向こうに對してどうしてもらいたいと云う様な要望はしておりません。具内容がはつきりつかめないと云ひとそれから通過交通の整理という根本的な改良だと聞いておりますので、要望も今の所してない状況であります。

3番～工事の現場を見た場合には結局道路あいまいの1面としてあの路面を上げて一番高い所は3尺以上も上がると云う話は聞いておりますが、そういうの路面の資格を来たし住民地区との關係も当りくると思ひます。それに關して大きな排水こうを作つて、そして大きな18インチの土管を掘めて、そしてそれをそのまま住民地区から通る様な計画をせんて土管を掘めておる段です。みな掘つて土管を埋めて又さらに上に土を全部埋もうているんです。しかし今の内に住民の所からその排水を離が言ふと、或は排水を~~各~~今の内に離しておけば、そこに取り入れるんだが、そうじやない限りおそらく軍は軍でやるんだろうと云う事を現場の監督の方も云われているんだが、それに対して施工が終つてから施工してくれと云う要望より、現に工事を進めておる時に要望すれば、ある程度受けられるんぢやないかと想うんですが隙間過転と云う事になつたら後でいるいふと改善を要望しても軍としては設計の変更は出来んと思うんですが、それ付まして、又と云う事に附つた場合には困ると思つんですね。これ市長はお分かりじゃないですか。その面についてはもう来てはまづ月位前申し出があつたと用意なんですが、市長はお分かりですか。

建設課長～お話ししてあります。それでこの件に付まして障害が遅れるのは申し訳ないと思つておりますが、早急にその排水の件を~~各~~と調整しまして排水がうまく行く様に努力したいと考へております。

3番～この問題は市長から確答を得たいと厚んでます。

まいの為に1部三叉線に持つて行くとそれからパイプを通して排水をするんだと云う事を云うております。我々の方では今つかんでるのはそういう状況であります。

3 番～前にもそういう問題が軍に提出られておるし、又さらに今度の排水面で大きな18インチのパイプを埋めてあります。それについてそれに住民の地域間の排水をそこに結ぶとか、そういう面の今まで全然そういう事を考慮に入れんで実際図面を見た場合になつてはいるんだが、それに対して前の住民からの要望書当局はキヤツチしておるし、その図面の設計の変更並びに施工の住民地区からも聞き入れるという面で要望した事があるかどうかですね。その点前にも当局に対しても、これは図面がそうなつておるから、早急に関係者のリードイーなんかに行つてこの図面の変更をやつて施行を住民地区からも排水も考へる様にと要望してくれという事を申し上げてありますがどうなつておるかその点お聞かせ願います。

建設課長～工事施工の内容からしますと、道路そのものの改修と云う内容でございますので別に向こうに對してどうしてもらいたいと云う様な要望はしておりません。只内容がはつきりつかめないと云うとそれから通過交通の整理という根本的な改良だと聞いておりますので、要望も今の所してない状況であります。

3 番～工事の現場を見た場合には結局道路あいまいの1面としてあの路面を上げて1番高い所は3尺以上も上がると云う話は聞いておりますが、そうとうの路面の変化を来たし住民地区との關係も出てくると思います。それに関して大きな排水こうを作つて、そして大きな18インチの土管を埋めて、そしてそこをそのまま住民地区から通る様な計画をせんて土管を埋めておる訳です。あな掘つて土管を埋めて又さらに上に土を全部おうているんです。しかし今の内に住民の所からのその排水を継がさんと、或は排水を~~算~~今之内に継いでおけば、そこに取り入れるんだが、そうじやない限りおそらく是は軍でやるんだろうと云う事を現場の監督の方も云われているんだが、それに対して施工が終つてから施工してくれと云う要望より、現に工事を進めておる時に要望すれば、ある程度受けられるんじやないかと思うんですが時期遅れと云う事になつたら後でいろいろと改善を要望しても軍としては設計の変更は出来んと思うんですが、それ付まして、又と云う事にたつた場合には困ると思うんですが、これ市長はお分りじゃないですか。その面についてはもうすでに1ヶ月位前申し出があつたと思うんですが、市長はお分りですか。

建設課長～お話ししてあります。それでこの件に付まして時期が遅れたのは申し訳ないと思つておりますが、早急にその排水の件をリードと調整しまして排水がうまく行く様に努力したいと考えております。

3 番～この問題は1応市長から確答を得たいと思うんですが、

議長～暫休憩致します。(午前11時20分)

議長～再開致します。(午前11時21分)

議長～只今の件で困憊質問ありますか。

5番～路面は今の路面より上のと云ふうな話を國務局ではうわさされていましたが上るんですか。

建設課長～大体今の所は2尺位いと聞いております。

5番～その2尺位上の地域はどの辺からどの辺までですか。

建設課長～病院側から大體名に行く所に今まで油ランドリーの方で道路がちょっと折れておりますが、その折れた部分を盛ると云う事。それから3号線と1号線とのつながりが、今ちょうど角になつておりますので、その分も2尺位盛ると、そう云ふうに聞いております。

5番～旧病院敷地の病院入口、あの附近からですか。

建設課長～そうです。

5番～あれからずっと三叉路越してまでですか。

建設課長～油ランドリー近辺で1尺5寸程度上でなめらかに埋めて軽くと云う様な内容であります。

5番～2尺と云うのは大体平均ですか。

建設課長～2尺と云うのは、字地図の三叉路近辺やないかと思います。向こうの説明では折れ目と云うふうな話をしておりました。

5番～その道路改築のこう配に関する圖面を見られたことはありますか。

建設課長～それはまだ見ておりません。

議長～外になければ進行致します。

3番～私の質問の中で1号線のかく張工事に伴う排水と云う面であります  
が前に部落並に保健所の方から排水が悪いと云う面で施工の段階に  
来ておるんだが、これは育としてやるのが妥当じやないと云う様な  
結論を出されたそうであります。それに付ましてもこれは当然算が  
やるべきだと云う事を筋替出されたそうであります。それについて  
その後工事に折衝した事実があるかどうかですね、市長にお伺いし  
たいと存つております。

議長～暫休憩致します。(午前11時20分)

議長～再開致します。(午前11時21分)

議長～只今の件で関連質問ありますか。

5 番～路面は今の路面より上ると云うふうな話を関係局ではうわさされて  
いますが上るんですか。

建設課長～大体今の所は2尺位ないと聞いております。

5 番～その2尺位上の地域はどの辺からどの辺までですか。

建設課長～病院側から大諭名に行く所に今まで泊ランドリーの方で道路がち  
よつと折れていますが、その折れた部分を盛ると云う事。それから  
34号線と1号線とのつながりが、今ちょうど角になつております  
ので、その分も2尺位埋まると、そう云うふうに聞いております

5 番～旧病院敷地の病院入口、あの附近からですか。

建設課長～そうです。

5 番～あれからずつと三叉路越してまでですか。

建設課長～泊ランドリー近辺で1尺5寸程度上でなめらかに埋めて行くと云  
う様な内容であります。

5 番～2尺と云うのは大体平均ですか。

建設課長～2尺と云うのは、字地酒の三叉路近辺じゃないかと思います。向  
こうの説明では折れ目と云うふうな話しをしておりました。

5 番～その道路改築のこう配に関する図面を見られたことはありませんか

建設課長～それまだ見ておりません。

議長～外になければ進行致します。

3 番～私の質問の中で1号線のかく張工事に伴う排水と云う面であります  
が前に部落並に保健所の方から排水が悪いと云う面で施工の段階に  
来ておるんだが、これは市としてやるのが妥当じやないと云う様な  
結論を出されたそうでありますが、それに付ましてこれは当然軍が  
やるべきだと云う事を結論出されたそうでありますが、それについて  
その後軍に折衝した事実があるかどうかですね。市長にお伺いしたいと思つております。

市長～軍用道路のすじの側こうや排水については問題はずいぶん前からもつともこれがひどかつたのが今の普天間の高答学校の前あたりであります。それで今出来て居る東側の排水工事をやつた場合にマークーさんとつい分もんで軍がやるべきか、市がやるべきかと云ふうな事であります。向うの論法は丁度布令の17号で只單なる排水だけの工事であれば軍がやる所が、これに上を利するならば利用する人がその資金を出さなければいけないという事でもみましたがようやく東側の工事まではポストエンジニアの予算でこれをやつて載いた訳ですが、今度はどちら側～分左側の今、ちよつとやつてある所のハウジングの前の所からは政府の補助事業としてやつておりますが、これも予算是民から出しても工事を進めるに非常に手をやきました。そこの設計書を出していくいちいちポストエンジニア。それから弁護官の都計係まで伝えて又同じ道を戻つてこちらに来るまでに3ヶ月位かかると云うので、これでは困ると云うのでまず努力をやつただけれども、あれも年度を越してまでやるの工事はかかつかつた訳ですが、この外に云う云うかつ好で今軍用道路での排水をやつておりますが、その外に是非やつてもらいたいと云つて今まで再々軍に折衝したのが伊佐の1号線沿いの排水、それから大山の杭型駒から流れ出る水が、排水が整理してないために部落に流れ込むと、それから今3番さんがおつしやる宇地酒の特警隊の前からあの停留所1号に對する排水。こういうものがありますが、これは1市町村だけで軍に當つても困るので全流の軍用道路の側こうや排水はどうなつているか知らんが、宣野湾ではこういう迷惑になると思つてはいるから住民地区にこういう迷惑をかけない様に警戒してもらいたいと云う事を立法時にも、それから中部の市町村長会にもなしかたれは沖縄市町村長会としてもなる程そういう箇所が沢山あると云うので政府にも軍に申出したんですが、この前の新聞を見るとあつちとつちでそれを軍が予算を取つて排水をキチンとする様になつたと云う新聞記事を見て、その中に宣野湾が4件取り上げられていてと云う記事をちょっと見たんですけど、どこどの4件になつてあるかまだ調査しておません。軍に當つてやつて来た。それからその1号線今特警隊の所から真志喜の前まで工事をやつておりますが、市に對して何の連絡も受けておりません。その設計もどうなつておるか分らないのでこの前から課長といつしよに行つてこの設計がどうなつているか見て来ようと云う事に話はしておりますが、と承知の様に最近商業高校の問題や、その懇親なんかで毎日の様に取り組んでおりましてそこに行く時間が許せないのでまだその設計やその他その工事についての説明を軍から受けてないので良く知つておりません。

3 管～市長の忙しい事は良く分かりますが、その1ヶ月前、1月向うの工事施工の現場に行きました。現場監督から直接聞いて金然住民地区の排水を考えでないと云う事を聞きまして、早速当局の方に申し出ておつた訳であります。すでに特警隊入口から餘まりました警察の前まで工事は終つておる訳であります。終つた所は全部後は埋て現

市長～軍用道路のすじの側こうや排水については問題はずいぶん前からもつともこれがひとつかつたのが今の普天間の高答学校の前あたりであります。それで今出来ている東側の排水工事をやつた場合にマーギーさんとずい分もんで軍がやるべきか。市がやるべきかと云うふうな事であります。向うの論法は丁度布令の17号で只單なる排水だけの工事であれば軍がやる所が、これに上を利用するならば利用する人がその資金を出さなければいけないという事でもみましたがようやく東側の工事まではポストエンジニアの予算でこれをやつて載いた訳ですが、今度はこちら側の左側の今ちよつとやつてある所のハウジングの前の所からは政府の補助事業としてやつておりますが、これも予算は民から出しても工事を進めるに非常に手をやきました。そこの設計書を出していちいちポストエンジニア。それから弁務官の都計係まで伝えて又同じ道を戻つてこちらに来るまでに3ヶ月位いもかかると云うので、これでは困ると云うのですが分忙しややつたんだけれども、あれも年度を越してまでもあの工事はかかつた訳ですが、この外にこう云うかつ好で今軍用道路の排水をやつておりますが、その外に是非やつてもらいたいと云つて今まで再々軍に折衝したのが伊佐の1号線沿いの排水。それから大山の航空隊から流れ出る水が、の排水が整理してないために部落に流れ込むと、それから今3番さんがおつしやる宇地泊の特警隊の前からあの停留所1帯に対する排水、こういうものがありますが、これは1市町村だけで軍に当つても困るので全流の軍用道路の側こうや排水はどうなつているか知らんが、宜野湾ではこういう迷惑になると思つてはいるから住民地区にこういう迷惑をかけない様に善処してもらいたいと云う事を立法院にも、それから中部の市町村長会にもたしかこれは沖縄市町村長会としてもなる程そういう箇所が沢山あると云うので政府にも軍にも出したんですが、この前の新聞を見るとあつちこつちでそれを軍が予算を取つて排水をキチンとする様になつたと云う新聞記事を見てその中に宜野湾が4件取り上げられて云う記事をちよつと見たんですが、どこどこの4件になつておるか、まだ調査はしておりません。軍に当つてやつて來た。それからその1号線今特警隊の所から真志喜の前まで工事をやつておりますが、市に対して何の連絡も受けておりません。その設計もどうなつておるか分らないのでこの前から課長といつしょに行つてこの設計がどうなつておるかを見て来ようと云う事に話はしておりますが、ご承知の様に最近商業高校の問題や、その講会なんかで毎日の様に取り組んでおりましてあそこに行く時間が許せないのでまだその設計やその他その工事についての説明を軍から受けてないので良く知つておりません。

3 普～市長の忙しい事は良く分りますが、その1ヶ月前、1応向うの工事施工の現場に行きまして現場監督から直接聞いて全然住民地区の排水を考えてないと云う事を聞きまして、早速く当局の方に申し出ておつた訳であります。すでに特警隊入口から始まりまして警察の前まで工事は終つておる訳であります。終つた所は全部後は埋て現

状に戻してある訳であります。排水を考えてない様な施工の状況であります。而して画面にもその必要はないと言ふ事であります。工事中ならある程度これに1%落とすと云う程度の少しの金で出来る訳であります。工事が1日終りましてやつた場合にそうとうの費用が伴うもんだと思つております。それに付まして早急にこれを手を打たなければ、工事施行後という事になつたら困ると思います。現在特警隊入口から約までは、警察の所まで走つておる訳であります。ちょうど今が部落の排水の一番悪い所の部分とどちら合つておる訳であります。そこで部落の排水と結ぶ点で早急にしないと、只部落は路面も2尺から3尺上ると云う話も聞いております。しそうした場合はどうぞそこには、前以上に排水が悪くなるを云う所になります。それにつきまして市長さんは早急に軍に折衝もして部落排水と結ぶという面で折衝してもらいたいと思うんですが、まだ1ヶ月過ぎておりますが西美高教の面で忙しくて出来なかつたと云うことを出来なかつたと云う事になるんですが、然し早くしないと取扱がつかんと思ふんですが。それに付まして何日頃から折衝お始めになる考え方でありますか。

市長～議会を1応明日で済まし置くので、その議会でも済んだらすぐ行きたいと思つております。それから議会の開会前にでも行けるなら明日朝でも行きたいとこう思つております。

3 晴～今度の道路工事でその住民地区とのそういう排水の結びが可能であると云う発言しがあられるかどうかですね、その点をお聞かせ願いたいと思います。

市長～斧つて見ないと分りません、軍の工事の車ですから新規に見ないと分りません。」

3 普段この場合には軍の排水と詰び付られると云う事になれば、当然これは今以上に排水面が悪くなるが市としてその処置をお導きなるをいふ事は出来ないもんかどうかですね。そのまま放認という形になるか今まで従来はこれは軍がやるべきもんだと、軍は軍のやるべき部分はすぐかたづくと思うんですが、それに対してそこは住民地区が必ずます搔くなつた場合、それは当然軍がやるべきもんをひいて市はそのままやるもんか、或は市として独自の立場でその場合に立ち正される考え方であるかどうか。その点もはつきりしたいと思つております。

議長～暫休憩致します。（午前11時36分）

議長～再会致しきす。(午前11時38分)

市長～今軍がやるべき断として軍がやるんだが、それが悪い場合は？

状に戻してある訳であります。排水を考えてない様な施工の状況でありますて表面にもその必要はないと云う事であります。工事中ならある程度これに1箇結ぶと云う程度の少しの金で出来る訳であります。工事が1日終りましてやつた場合にそうとうの費用が伴うもんだと思つております。それに付まして早急にこれを手を打たなければ、工事施行後という事になつたら困ると思ひます。現在特警隊入口から始まりまして、警察の所まで終つておる訳であります。ちようど今が部落の排水の1番悪い所の部分とかち合つておる訳であります。そこで部落の排水と結ぶ点で早めにしないと、只部落は路面も2尺から3尺上ると云う話も聞いておりますし、そうした場合そうとうそこには、前以上に排水が悪くなると云う所になりますが、それにつきまして市長さんは早急に軍に折衝して部落排水と結ぶという面で折衝してもらいたいと思うんですが、まだ1ヶ月過ぎておりますが商業高校の面で忙しくて出来なかつたと云うことで出来なかつたと云う事になるんですが、然しそくしないと収集がつかんと思うんですが、それに付まして何日頃から折衝お始めになる考えでありますか。

市長～議会を1月1日で済ませますので、その議会でも済んだらすぐ行きたいと思つております。それから議会の開会前にでも行けるなら明日朝でも行きたいとこう思つております。

3番～今度の道路工事でその住民地区とのそういう排水の結びが可能であると云う覚悟しがあられるかどうかですね。その点をお聞かせ願いたいと思います。

市長～行つて見ないと分りません。軍の工事の事ですから折衝して見ないと分りません。

3番～この場合には軍の排水と結び付られんと云う事になれば、当然これは今以上に排水面が悪くなるが市としてその処置をお考えなるという事は出来ないもんかどうかですね。そのまま放認という形になるか今まで從来はこれは軍がやるべきもんだ。軍は軍のやるべき部分はすぐかたづくと思うんですが、それに対してそこは住民地区がますます悪くなつた場合、これは当然軍がやるべきもんとして市はそのままやるもんか。或は市として独自の立場でその場合には施設なされる考えであるかどうか。その点もはつきりしたいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午前11時36分)

議長～再会致します。(午前11時38分)

市長～今軍がやるべき所として算がやるんだが、それが悪い場合には？

3番～悪い場合じゃない、結べない場合ですよ、当然わざか3尺位いの排水を作つてあれに結べば出来るものですね、軍は軍でやつて民の方は全然結ばないと云う事になればですね、当然市としてはそのまま放つておけないと思うんですが、従来はこれは当然軍がやるべきもんだと云う面でやつたんだが、しかし結果的には、民のものは取れないといと、そこは結ばんと云う事になれば、市としてはやざるを得ないと思んですが、従来はそれは軍がやるべきだと云う面で最も当じやないと云う線を出しておりますが、しかし軍はそこに排水を設けていると排水は今工事中であるが、それに結べない場合には、当然前より以上に悪化すると思うんです、現状はその場合には市としても別個に考える必要はないかと思うんですが、それについてお伺いします。

市長～軍が排水工事をやるという意味ですか。

3番～やらなければいかんじやないかと思うんですが。

市長～軍用地内ですか。

3番～そとはどこから引こうがですね、その地域は排水は考えなければいかんと思うんですが。

市長～どういうかつ好になつて居るか、又どう云う設計になつて居るか良く存じませんが、それも見て現地も又専問顧ではないんだから、1応誰の施設課の方を見て善処したいと思つております。今の何は良くはつきりしないですが、今おつしやつてのは軍がやる様では悪いからそれを市でやり要るかと云う意味ですが。

3番～今軍がやつて居る工事はですね、民の排水は全然考慮に入れないで設計は出来ている、そこににおいて今何も壊さもしないでやつて居る場合には。

市長～軍の工事で住民に迷惑かけない様にやつてもらいたいと云ふ事を軍と折衝したいと思いますが。

3番～今現在工事を施工しておりますね、これは軍道路を主に見て民間の排水は考えんで工事は画面もそういう面の設計圖が出来て全然民の排水は考慮に入れられて施工していると現在やつて居るのはそこにおいてその場合には、これが出来たあかつきには、ますますその住民地区のですね、画面も上るし、軍の排水は道路端からの排水だけととらえた場合には住民地区からの排水が全然出来ない様になつて、前より以上にそこの環境が悪化するという事になる様あります。その場合には従来は当然軍がやるべきもんじやなくて、軍がやるべきだという様な結論を出しておられたんですが、しかし軍がやるべき工事を軍としては独自でこの排水工事をやつております。それに

3 番～悪い場合じやない。結べない場合ですよ。当然わずか3尺位いの排水を作つてあれに結べば出来るものですね。軍は軍でやつて民の方は全然結ばないと云う事になればですね。当然市としてはそのまま放つておけないと思うんですが、従来はこれは当然軍がやるべきもんだと云う面でやつたんだが、しかし結果的には、民のものは取らないと、そこは結ばんと云う事になれば、市としてはやざるを得ないと思んですが、従来はこれは軍がやるべきだと云う面で妥当じやないと云う線を出しておりますが、しかし軍はそこに排水を設けていると排水は今工事中であるが、それに結べない場合には、当然前より以上に悪化すると思うんです。現状はその場合には市としても別個に考える必要はないかと思うんですが、それについてお伺いします。

市長～軍が排水工事をやるという意味ですか。

3 番～やらなければいかんじやないかと思うんですが。

市長～軍用地内ですか。

3 番～そこはどこから引こうがですね。その地域は排水は考えなければいかんと思うんですが。

市長～どういうかつ好になつてゐるか。又どう云う設計になつてゐるか良く存じませんが、それも見て現地も又私専問家ではないんだから。1応課の建設課の方で見て善処したいと思つております。今の何は良くはつきりしないですが、今おつしやつてのは軍がやる様では悪いからそれを市でやり變えるかと云う意味ですが。

3 番～今軍がやつてゐる工事はですね。民の排水は全然考慮に入れないで設計設計は出来ている。そこにおいて今何も折衝もしないでやつた場合には

市長～軍の工事で住民に迷惑かけない様にやつてもらいたいと云う事を軍と折衝したいと思いますが。

3 番～今現在工事を施工しておりますね。これは軍道路を主に見て民間の排水は考えんで工事は図面もそういう面の設計図が出来て全然民の排水は考慮に入れられて施工していると現在やつてゐるのはそこにおいてその場合には。これが出来たあかつきには。ますますそこの住民地区のですね。話題も上るし、軍の排水は道路端からの排水だけととらえた場合には住民地区からの排水が全然出来ない様になつて、前より以上にそこの環境が悪化するという事になる訳であります。その場合には従来は当然市がやるべきもんじやなくて、軍がやるべきだという様な結論を出しておられたんですが、しかし軍がやるべき工事を軍としては独自でこの排水工事をやつております。それに

離げないと云う事になればですね、当然これは市がやらなければいかんと思ふんですが、その場合にはやられる意志があるかどうか、ということです。

市長～当然市がやらなければならぬものはやる意志があります、それから当然やるべきものであるかどうかという事については良く調査もさせなければいけないと想います。

3 普～次に移ります、次は漁業権の問題と埋立計画について聞きたいという事であります、先に去つた21日の議員の懇談会の席上で漁業権の問題を1応議員とも話し申し上げた訳であります、その後漁民との話合の結果大体話しもつきまして漁民として埋立の場合には協力するから是非宣野瀬の漁民に漁業権をあたえる様にしてくれと協同漁業権をあたえる様にしてくれと云う要望が出されて市長もそういう事をしようとする様な確約でやつた訳であります、それについて漁民と市長間の話し合いでそういう話合はまとまつたという事でありますが、市長はそれを確認出来ますでしょうか、確認なさるでしようか。

市長～はい。

3 普～話は進みますが、その場合に去る10日で1応協同漁業権を、定地漁業権の権利の提出期間がそういう提出期間が10日であります宣野瀬の漁民としては1応協同漁業権が取れないもんですから定地漁業権だけ出した訳であります、その時にちょうど政府の実によります所の協同漁業権3号、北谷・宣野瀬・浦添地域の協同漁業権の問題で提出日が9月10日であります才々我々は定地漁業権の提出を9月10日の3時にやつて、そして明日の朝協同漁業権は出したかどうかという事を課長は確認しなさいと云う事でありましたが確認した所その朝には出でないと云う様な結果で私は安心しておひきましたが、去つた金曜日机ちようど用事で寄つて見たらすでに書類は政府の書類として9月10日付に受付られておると、出でない書類が受け付られてないと云う実状であります、それに付きまして政府の方針としては、あくまで北谷に対する協同漁業権をやろうとする意志が充分のう厚だと云う事が伺われる段であります、市長はそれに對してどういうお考えを持つておられるかですね、政府はあたえるんだから仕方がないと云うお考えであるのか、どうかあくまでそれに対してもらゆる政治的手段を打つて止むざるという様な考え方であるかですね、又その具体的な方法がありましたらお願ひしたいと思います。

市長～協同漁業権をあたえるか、あたえないかについては、これ暫くが政府にありますとして私として歎宣野瀬市の海を北谷の協同漁場に含めるという事は埋立事業の仕事もあるし、不賛成であると公聴会にも申上げるし、それから先月の26日27日ずっと関係の水産課か

離げないと云う事になればですね。当然これは市がやらなければいけないかんと思ふんですが、その場合にはやられる意志があるかどうか。ということです。

市長～当然市がやらなければならないものはやる意志があります。それから当然やるべきものであるかどうかという事については良く調査もさせなければいけないと感ります。

3番～次に移ります。次は漁業権の問題と埋立計画について聞きたいという事であります。先に去つた21日の議員の懇談会の席上で漁業権の問題を1応議員に間にも話し申し上げた訳であります。その後漁民との詰合の結果大体話しあつきました。漁民として埋立の場合には協力するから是非宜野湾の漁民に漁業権をあたえる様にしてくれと協同漁業権をあたえる様にしてくれと云う要望が出されて市長もそういう事をしようと云う様な確約でやつた訳であります。それについて漁民と市長間の話し合いでそういう詰合はまとまつたという事でありますが、市長はそれを確認出来ますでしょうか。確認なされるでしょうか。

市長～はい。

3番～話は進めますが、その場合に去る10日で1応協同漁業権と、定地漁業権の権利の提出期間がそういう提出期間が10日であります。宜野湾の漁民としては1応協同漁業権が取れないもんですから定地漁業権だけ出した訳であります。その時にちょうど政府の案によります所の協同漁業権3号・北谷・宜野湾・浦添地域の協同漁業権の問題で提出日が9月10日であります。我々は定地漁業権の提出を9月10日の3時にやつて、そして明日の朝協同漁業権は出したかどうかという事を課長は確認しなさいと云う事であります。確認した所その朝には出てないと云う様な結果で私は安心しておりましたが、去つた金曜日にちょうど用事で寄つて見たらすでに書類は政府の書類として9月10日付に受付られておると、出てない書類が受け付られてないと云う実状であります。それに付まして政府の方針としては、あくまでも北谷に対する協同漁業権をやろうと云う意志が充分のう厚だという事が伺われる訳であります。市長はそれに対してもう一つお考えを持つておられるかですね。政府はあたえるんだから仕方ないと云うお考えであるのか。どうかあくまでそれに対してあらゆる政治的手段を打つて止むを得ないという様な考えであるかですね。又その具体的な方法がありましたらお願いしたいと思います。

市長～協同漁業権をあたえるか、あたえないかについては、これは権限が政府にあります。私としては宜野湾市の海を北谷の協同漁場に含めるという事は埋立事業の仕事もあるし、不賛成であると公聴会にも申上げるし、それから先月の26日27日ずっと関係の水産課か

お話をされ、お詫びをされ、感謝の意を表す。また、北谷の漁業組合に就いて、その組織と運営について詳しく述べられる。

3

ら経済局長一通り全部お会して除外してもらうようにという事をお話ししてあります。尚又今月の7日に宜野湾の漁民としての宜野湾の海は宜野湾の漁民でずっと保有したいと、これを北谷の協同組合の漁場にあたえるという再びは適当じやないという意見も聞いておりますので、どこまでもこれを北谷の協同組合の漁場としての区域を設定する事をぼう止して、これを除外してもらう様にして行きたいと、こう思つております。それから具体的といいますと最近忙しくて出来ないが、議会でも済めばこういう仕事に早くかかりたいとこう思つております。

- 3 昔～北谷の今度の漁業権の登録の受付期間が9月10日であるのに対して9月11日か或は12日に出されたかも知らんが、宜野湾市に対しては9月の11日に意見のお願いがあつたという事でありますしかし政府においてはすでに9月10日受付を完了しておると実際は9月11日の朝電話で問い合わせしたら、まだ受付てないという返事だつたそうですが、実際私水産課に行つて受付の状況を見てみたら9月10日付で受付されておる。そして宜野湾の漁民に対してもあなた方は承諾書を名簿を出す様になつておりますが、1つの承諾書と見ておるそりであります。これを出さんと向こうが権利を取つてしまつたら海は歩けないが、どうするかという様な件で1つのきよ泊みた様な事を政府としていうて来ております。漁民も非常に万一そうなつた場合には我々は困るという事もいりりますが、しかしあくまでも市を信頼して市と行動を共にしてくれという事をお願いはしてあるんですが、その面について9月10日以降に出した書類を10日に受付たという面について、市長は政府の受付の方に対しでは、これはくちばしを入れる事は出来ませんが、事実がそうなつておるという事に対して、私の考えますに向こうはあくまでも既定方針で漁業権をあたえようという意図だという考え方を持つておりますが、それに対して市長はどういう手を打たれるという具体的に方法がありましたらよろしくお願ひいたします。何らお考えはありませんか。向こうは既定方針で漁業権をあたえようと方針で進んでおると、どういう面でこれをぼう止しなければいかんという事をお考えであるかですね。或は議会の議決が必要であればですね。議会としてもやろうと思うんですが、議会の決議とか、そういうのは必要でないというお考えであるか。或は当局だけではう止出来るような考え方であられるか。

12番～漁業権がありますからですね。

市長～埋立は許可されないと、

12番～埋立も許可されて漁業権も許可されたという事になる訳です、

市長～だから今そこを漁場からは除外してもらいたいとかという事を折衝している訳です、

12番～つまり市長さんのお尋ねは漁業権を与えないでほしいという趣旨ですか

市長～漁業権というのは漁場としての地域を除外してもらいたい権利はこれは個人から政府に出てするんですよ或は組合なんかは組合で獲得するんですよ、それを私があたえるんじゃありませんよ、

12番～政府があたえるもんです、市は埋立する漁業権は向こうは持つていていうふうになればそこに、

市長～漁業権は持つておつても、それを漁場地域外にしてしまえばですね、埋立をする地域はですね、

12番～今の問題は漁業地域にしてもらいたいという何じやないです、

市長～北谷の組合を指定された第3号の地域から除いてもらいたいという話なんです、漁場としては除いてもらいたいという何んです、

3番～漁業権の問題は大体その位で終りますが、しかし問題は椿来埋立という事がござりますし、それに元程12番さんから権利を与えるなどの問題も出ておりますが、民法の162条によりますと20ヶ月以上所有の意志を以つて占有した場合には、その所有権を取得するという様な民法がありますが、すでに生活権というのが生じております、しかしそうなつた場合にはその権利の争いというのは、いかにして今まで生きていている連中と話合つてスムースに埋立の場合に協力させるというのが今後の市の取るべき態度じゃないかと思うんですが、そこに他村の権利が入つた場合に、ますます埋立という場合に困難をきたすという事が事実であつて第1段階として私その他村に権利を取らすという今の政府の計画をいかにしてそ止するかというのが我々にあたえられた大きな使命でないかと思ひます、それについての自治会長さんとかともタイアップして是非そのそ止の面について今後早めに手を打たんと取組しがつかん結果になるんじゃないかと思ひますので、執行部の方のもう少し積極的にその面に取り組んでもらいたいと要望して、この質問を終りたいと思つております、

市長～元きり番議員から政府の方への折衝経過については書面をもつて提出するようにしたいと思います、

12番～漁業権がありますからですね。

市長～埋立は許可されないと。

12番～埋立も許可されて漁業権も許可されたという事になる訳です。

市長～だから今そこを漁場からは除外してもらいたいとかという事を折衝している訳です。

12番～つまり市長さんのお答えは漁業権を与えないでほしいという趣旨ですか

市長～漁業権というのは漁場としての地域を除外してもらいたい権利はこれは個人から政府に出してするんですよ或は組合なんかは組合で獲得するんですよ。それを私があたえるんじやありませんよ。

12番～政府があたえるもんです。市は埋立する漁業権は向こうは持つているというふうになればそこに。

市長～漁業権は持つておつても、それを漁場地域外にしてしまえばですね。埋立をする地域はですね。

12番～今の問題は漁業地域にしてもらいたいという何じやないですか。

市長～北谷の組合を指定された第3号の地域から除いてもらいたいという話なんです。鹽場としては除いてもらいたいという何んです。

3番～漁業権の問題は大体その位で終りますが、しかし問題は将来埋立という事がございますし、それに先程12番さんから権利を与えるなどの問題も出ておりますが、民法の162条によりますと20ヶ年以上所有の意志を以つて占有した場合には、その所有権を取得するという様な民法がありますが、すでに生活権というのが生じております。しかしそうなつた場合にはその権利の争いというのは、いかにして今まで生活している連中と話合つてスムースに埋立の場合に協力させるというのが今後の市の取るべき態度じやないかと思うんですが、そこに他村の権利が入つた場合に、ますます埋立という場合に困難をきたすというのが事実であつて第1段階として私その他村に権利を取らすという今の政府の計画をいかにしてそ止するかというのが我々にあたえられた大きな使命でないかと思います。それについての自治会長さんとかともタイアップして是非そのそ止の面について今後早めに手を打たんと取返しがつかん結果になるんじやないかと思いますので、執行部の方のもう少し積極的にその面に取り組んでもらいたいと要望して、この質問を終りたいと思つております。

市長～先き5番議員から政府の方への折衝経過については書面をもつて提出するようにしたいと思います。

3番～那覇市の上水道問題でございますが、その後4ヶ月前からの問題で一応専別委員会を持つて調査し、その地域からの補償も取つてくれという要望があつて、それに對する経工委員会の審議経過からいあつて、そのたゞ毎に那覇市とも話し合つて那覇市としても一応そういう面で話を受けようと何日でも宜野湾市が、委員をあげて折衝するなら何日でも話しに応じますという面でずっとやつて來た訳であります、問題は住民からの要望とかいうのが出そろつてなかつたという事もあつて今においては相当資料も盛えておるという事になつておりますが、しかしこれは期限によります所の公有水面ですね、この分が市に属する分でこれが期限がすでに切れておると、或は市有地の場合には50ヶ月だもんですから、まだ期限があると思いますが、しかし市の管理下である公有水面はすでに契約期限は切れておるという面の更新の面も是非きつかけにして話合を進めて、この水という問題を取り上げて今那覇市の方では昨日のラヂオ放送を聞きますと、宜野湾市もすでに権利を取得する所の地域の開発をやるんだというラヂオ放送を聞きましたので、今議会に出してあるという訳で、私けさ事務局の職員を使いまして議案をもらいましたら那覇市の水道事業拡張工事に対する起債を起す事についてという申にもありますが、その前に水道建設拡張工事継続事業とすることについてといふ那覇市の議案第17号、それから議案第18号起債をする事についてという中に今まで放棄しております、新川とかそれから照屋川、新里川ですか、そういうものの開発と並びに拡張工事をやるという様な起債を議会に提出されております、それで前もつてそういう折衝をさせて主任が宜野湾市でこういうものは以前の取用令とか、そういうのにひつかけまして、那覇があの契約当時の4分～6分とか、或は7分～9分とかいう様な歩合で取つていたのが全面収水しているというような違約面なども折衝して解決して行く必要があると思いますが、我々がそういうふうに水の問題があり、関心がない様に見られたためか現在宜野湾市においては自分の水は只で那覇市に上げて市民は高い水道公社の水を買つている現状で呂水貯という大きな水道貯水池を打出来ている手前是非その面で充分那覇市と話合つて解決しなければいかん問題だと思いますが、過去において委員を出して是非あの面の折衝をしたいと、水道問題を折衝したいというような事でたびたび議会から要望してありますが今までそういう様な機会が出来なかつた理由ですね、それをお聞かせ願いたいと思つております。

市長～只今の問題については4～5年前からの問題で一応奥里課長の所にどういう困つた事があるがそれが利用がどの位であるかを調査をしてその資料を盛えるのを真先だというので、それをアンケートしたりなんかして資料を盛えて、その後田吉課長に、それが移つてからこれから元気の進め方については、これは担当課長としても出来ないというので、その資料は私の所に今預けられております、折衝の方法も那覇市の方には向こうに申し入れをしたら、たしか去年の11月頃か委員も近く作つて話を進めるという趣事は聞いておつたんですが、その後それがなくて更にこの前助役が来てこの区画整理にマウチする様な那覇市の水道の配

3 番～那覇市の上水道問題でございますが、その後4ヶ月前からの問題で一応特別委員会を持つて調査し、その地域からの補償も取つてくれという要望があつて、それに対する経工委員会の審議経過からいがつて、そのたび毎に那覇市とも話し合つて那覇市としても一応そういう面で話を受けようと何日でも宜野湾市が、委員をあげて折衝するなら何日でも話しに応じますという面でずっとやつて来た訳であります、問題は住民からの要望とかいうのが出そろつてなかつたという事もあつて今においては相当資料も盛えておるという事になつておりますが、しかしこれは収用期限によります所の公有水面ですね、この分が市に属する分でこれが期限がすでに切れておると、或は市有地の場合には60ヶ月だもんですから、まだ期限があると思いますが、しかし市の管理下である公有水面はすでに契約期限は切れておるという面の更新の面も是非きっかけにして話を進めて、この水という問題を取り上げて今那覇市の方では昨日のラヂオ放送を聞きますと、宜野湾市もすでに権利を取得する所の地域の開発をやるんだというラヂオ放送を聞きましたので、今議会に出してあるという訳で、私けさ事務局の職員を使いまして議案をもらいました那覇市の水道事業拡張工業に対する起債を起す事についてという中にもありますが、その前に水道施設拡張工事統理事業とすることについてという那覇市の議案第17号、それがら議案第18号起債をする事についてという中に今まで放棄しておりました・新川とかそれから照屋川・新里川ですか。そういうものの開発と並びに拡張工事をやるという様な起債を議会に提出されております。それで前もつてそういう折衝をさせて主催が宜野湾市でこういうものは戦前の收用令とか、そういうのにひつかけまして、那覇があの契約当時の4分-6分とか、或は7分-3分とかいう様な歩合で取つていたのが全面收水しているというような延約面なども折衝して解決して行く必要があると思いますが、我々がそういうふうに水の問題があり、関心がない様に見られたためか現在宜野湾市においては自分の水は只で那覇市に上げて市民は高い水道公社の水を買つている現状で自己水源という大きな水道計画を打出来ている手前是非その面で充分那覇市と話合つて解決しなければいかん問題だと思いますが、過去にやいて委員を出して是非あの面の折衝をしたいと、水道問題を折衝したいというような事でたびたび議会から要望してありますが今までそういう様な機会が出来なかつた理由ですね。それをお聞かせ願いたいと思つております。

市長～只今の問題については4～5年前からの問題で一応奥里課長の所にどういう困つた事があるがそれが利用がどの位であるかを調査をしてその資料を盛えるのを真先だというので、それをアンケートしたりなんかして資料を盛えて、その後国吉課長に、それが移つてからこれから先きの進め方については、これは担当課長としても出来ないというので、その資料は私の所に今預けられております。折衝の方法も那覇市の方には向こうに申し入れをしたら、たしか去年の11月頃か委員も近く作つて話を進めるという返事は聞いておつたんですが、その後それがなくて更にこの前助役が来てこここの区画整理にマツチする様な那覇市の水道の配

管はしたいからという申し入れに来ておりました、その場合にも私し前からの問題でいろいろ契約にそむいた様な事が沢山あるから、これも処理してもらいたいという事を申し上げましたが、それも是非やりますという事についておりました、今度は今後審議機関として審議される建議委員会で、この問題を取り上げて処理して行きたいとこう思っています。

3番～只今の答弁は審議機関でこれを取り上げるというお話をですが、審議機関にての分野に属する事になりますか、前にはあの審議機関の場合にはその問題を考慮しないという助設とのはつきりした答弁がありましたが、その分野を入れておる民ですか、あの審議機関の場合に明の場合にこれを考慮に入れてないという事ははつきり答弁は得ております

市長～一応今度の審議機関が出来ますので、そこでもしこれがどうしてもそれ以外にその関係者だけで特別委員会が必要であれば作る事にして一応は建設の審議委員会にこの問題を検討してもらつたとこう思っております

3番～今那覇市に提案されております所の水道計画でございますが、その中に今まで取つてない所を更に取ると或はオーダムラーなんかも、もつと取目を大きくしたという様な面の工事計画である様であります、それについて市長さんとしてはあくまでこれは取用令の範囲だから仕方がないというお考えであるかですね。

市長～市長として仕方があるなくは今決定しておりません、一応この問題全部いつしよにして今度満足をいそいでおる審議会で良く検討したいとこう思つております。

10番～今3番さんの質問の中から那覇市が宜野湾市の中にある水処地の確保のために起債をするという様な件がございましたが、この問題については我が宜野湾市において最も大きな問題であると思いますので、当局はすぐ那覇市に行かれてどういうふうに進めるか、それを光明していただきたい御願申上します。

3番～進行します、那覇市の問題はすでに那覇市においては第1次工事、第2次工事として計画を進めまして第3次工事においては85,000\$、或は第2次工事の27,000\$を計上して宜野湾市一帯の水の開発工事をしたいという様な計画ですが、起債をする段階に来て議案に出ておる現状でありますので、その面充分なる対策を講じて処理してもらいたいと御要請申上げておきます、次に進みますが、都市計画の進ちよく状況を明してもらいたいという事であります、この問題は今まで都市計画区域の決定を待まして、大体都計にかかる所或は建築をしようと思うが、そこに対して建築は出来ないという面で、そういう規制を受けまして自分の家はほうふうには見えがたいが、道路にかかるが後は建築は出来ない

管はしたいからという申し入れに来ておりましたが、その場合にも私し前からの問題でいろいろ契約にそむいた様な事が沢山あるから、これも処理してもらいたいという事を申し上げましたが、それも是非やりますという事をいつておりました。今度は今後特別機関として発足される建設審議会で、この問題を取り上げて処理して行きたいとこう思つております。

3番～只今の答弁は審議機関でこれを取り上げるというお話ですが、審議機関のどの分野に属するという事になりますか。前にはあの審議機関の場合にはその問題を考慮しないという助役とのはつきりした答弁がありましたが、この分野を入つておる訳ですか。あの審議機関の場合に説明の場合にこれを考慮に入れてないという事ははつきり答弁は得てあります

市長～一応今度の審議機関が出来ますので、そこでもしこれがどうしてもそれ以外にその関係者だけで特別委員会が必要であれば作る事にして一応は建設の審議委員会にこの問題を検討してもらつたとこう思つております

3番～今那覇市に提案されております所の水道計画でございますが、その中に今まで取つてない所を貰に取ると或はオーグムヤーなんかも、もつと取日を大きくしたという様な面の工事計画である様であります、それにについて市長さんとしてはあくまでもこれは収用令の範囲だから仕方がないというお考えであるかですね。

市長～市長として仕方があるなく今は今決定しておりません。一応この問題全部いつしょにして今度発足をいそいでおる審議会で良く検討したいとこう思つております。

10番～今3番さんの質問の中から那覇市が宜野湾市の中にある水源地の獲権のために起債をするという様な件がございましたが、この問題については我が宜野湾市において最も大きな問題であると思いますので、当局はすぐ那覇市に行かれてどういうふうに進めるか、それを兎明していただきたい旨を聞きたいです。

3番～進行します。那覇市の問題はすでに那覇市においては第1次工事・第2次工事として計画を進めまして第1次工事においては85,000円・或は第2次工事の27,000円を計上して宜野湾市一帯の水の開発工事をしたいという様な計画でずに起債をやる段階に来て議案に出ておる現状でありますので、その面充分なる対策を講じて処理してもらいたいと御希望申上げておきます。次に進みますが、都市計画の進ちよく状況を説明してもらいたいという事でありますが、この問題は今まで都市計画区域の決定を待まして、大体都計にかかる所或は建築をしようと思うが、そこに対して建築は出来ないという面で、そういうの規制を受けまして自分の家ははうふうには見えがたいが、道路にかかるが後は建築は出来ない

というふうな状況で何日着工出来るか、非常に迷つてゐる状態でありまして全面的に放計の段階からも廻収の段階といふ様な所まで来てゐるんじやないかといふ様な住民は非常に期待しておりますが、その辺まで進んで計画は計画実施は実施としてまさにやられるお考えであるか、或は計画の出来ておる部分から數字でも計画に移すお考えであるかどうか、どういう面までその工程が進んでいるかといふのは非常に我々としても、前の桑江さん時代はすぐ早く手からも出来るんだといふ印象を受けて住民はそういう時代期待をしておりましたけれども、2ヶ月も3ヶ月も経過した場合には住民としては非常にそこに對して協力といふのが実施の段階に協力といふのが慣れてくるんじやないかと思いますが、それについてどういう当りまで、この都計が進んでおるかですね、市長さんの今お尋ねの答弁によりますと都計にはすでにタツチしておるんだという様な事もたびたび答弁もあり受けておりますが、実際目に見えて工事が施行される様な状況は何日頃であるかどうか、その面について一応御答弁願いたいと思つております。

市長～今までに都計で一生懸命にやつておるのが、プラのいわゆる計画の決定でありましたが、これは去つた8月先月24日で決定されましたので、所がこれまだ告示になつておりませんので近い内に告示されると思います。先も申し上げましたが、告示になる前に一応事業としては政府の方で去年もやつたんだが今度は事業としては政府の方で去年もやつたんだが、今度は事業としては福島の前から石川橋までの排水路と歩道をやつてもらう様にしております。今日もその件で出張所からも見えましたが去年は1昨年の事業が去年まで持ち込んで、この継続の事業は出来なかつたのであります。軍機路に面しておる為に軍の許可を受けるのに非常に長びくから一応軍の方への工事の申請を早めに提出させてもらひう様にといふ事を、その出張所長もそういう事で来ておりました。現段階では今この排水工事の排水と歩道の準備に一生懸命に現段階はあります。尚その外にも一般土木では音小瀬の方にもありますけれども、それと次に来る今のお話最も区画整理に關係する問題じやないかと思いますから、区画整理事業の計画をして認可を受けるのが次の4月であります。本年度内で大体認可を受けられる様にして行きたいといふに考えております。そしてその認可が来てから又いわゆる事業といふものにかかる訳であります。

3番～非常に役所仕事は複雑のものと聞いておりますが、今4月の25日で大都市計画委員会が開かれて告示の段階だと話は聞いておりますが、課長さんの話によるとすでに区画整理の第一期工事の計画は出来て提出の準備は全部完了しておるといふ話も聞いておりますが、しかし提出の準備は出来ていてどうして提出やらんかといふ事を聞きましたら告示をされないから出来ないといふんですが、しかしこれはあえて提出してから政府が内容を検討するといふより、前もつて提出しておいて告示と同時にこれもすぐ出来るといふ様な方法で自然的にも、そういう提出が出来んなんかですね、あくまでも告示をもつて向こうの計画を受付けるとい

というふうな状況で何日着工出来るか、非常に迷つておる状態でありまして全面的に該計の段階からも建設の段階という様な所まで来ておるんじやないかという様な住民は非常に期待しておりますが、その辺まで進んで計画は計画実施は実施として下さいにやられるお考えであるか。或は計画の出来ておる部分から数字でも計画に移すお考えであるかどうか。どういう面までその工程が進んでいるかというのは非常に我々としても、前の桑江さん時代はすぐよく年からも出来るんだという様な印象を受けて住民はそういう賛成期待をしてしてやりましたが、2ヶ年も3ヶ年も経過した場合には住民としては非常にそこに對して協力というのが実施の段階に協力というのが薄れてくるんじやないかと思いますが、それについてどういう当りまで、この都計が進んでおるかですね。市長さんの今までの答弁によりますと都計にはすでにタツチしておるんだという様な事もたびたび答弁もも受けておりますが、實際目に見て工事が施行される様な状況は何日頃であるかどうか、その面について一応御答弁願いたいと思つております。

市長～今までに都計で一生懸命にやつておるが、プラのいわゆる計画の決定がありました、これは去つた8月先月25日で決定されましたので、所がこれまだ告示になつておりませんので近い内に告示されると思います。先も申し上げましたが、告示になる前に一応事業としては政府の方で去年もやつたんだが今度は事業としては政府の方で去年もやつたんだが、今度は事業としては組合の前から石ジヤー稿までの排水路と歩道をやつてもらう様にしております。今日もその件で出張所からも見えましたが去年は1昨年の事業が去年まで持ち込んで、これの継続の事業は出来なかつたのですが、軍道路に面しておる為に軍の許可を受けるのに非常に長びくから一応軍の方への工事の申請を早めに提出させてもらう様にという事を、その出張所長もそういう事で来ておりました。現段階では今この排水工事の排水と歩道の準備に一生懸命に現段階はあります。尚その外にも一般土木では青小堀の方にもありますけれども、それと次に来る今の話最も区画整理に關係する問題じやないかと思いますから、区画整理事業の計画をして認可を受けるのが次の4月であります。本年度内で大体認可を受けられる様にして行きたいというふうに考えております。そしてその認可が来てから又いわゆる事業といふものにかかる訳であります。

3番～非常に役所仕事は複雑のもんと聞いておりますが、今4月の25日で大体都計審議委員会が開かれて告示の段階だと話は聞いておりますが、課長さんの話によるとすでに区画整理の第1期工事の計画は出来て提出の準備は全部完了しておるという話も聞いておりますが、しかし提出の準備は出来ていてどうして提出やらんかという事を聞きましたら告示をされないから出来ないというんでですが、しかしこれはあえて提出してから政府が内容を検討するというより、前もつて提出しておいて告示と同時にこれもすぐ出来るという様な方法で自然的にも、そういう提出が出来んもんかですね。あくまでも告示をもつて向こうの計画を受付けるとい

うもんであるか、或は課長さんのこの話合ではもうすでに区画整理の申請書類は全部完備しておりますという事であります、完備してそこにおいても何もならんと思いますが、どうせ提出して向こうで、告示の段階に来ておりますので、都計がですね、その間に検討してもらいましてそれと同時に都計も認可出来る方法が出来ないもんであるか、又認可と同時に事業着手する様に認可がなつたから、これから事業計画を立ててやるんだというよりは事業計画を充分立ててこの認可と同時に事業も着手出来る様な手配まで出来ないもんであるかどうか、その点職員の問題もあると思いますが、そういう様な、どうして書類も完備してそこでねかしておくかどうか、政府は受付ないという誤でありますか、受付、正式に文書は受付なくても一応提出して検討させれる手配は出来ないもんであるかどうか、あんまり夜所の事情は分りませんが、その点お聞かせ願いたいと思つております。

建設課長～只今の御質問にお答えします、現在都市計画と区画整理を同時にやつておりますが、区画整理も大体今元議員の方が申された様に大体出来上りつつあります。それで早急に提出する準備を進めておりますが、先程申されましたマスタープランとの関係も実際上ある誤であります。それで尙認可申請の中においても減歩という問題もあるので、専少々検討する所があるというふうに考えておりますので、出来れば早急に提出して政府の方の意見も充分聞いて検討して貰くというふうにやりたいと思つております。

3番～文書で提出する前に早くこの認可を早めるために自然的でですね、正式書類で文書でなくてこういう計画が出来ておるから検討してくれという様な文書二面ですね、それを政府に検討させてありますか。

建設課長～これは計画は向こうとは再三にわたつて、そのつどやつてはおりますけれど実際問題として、そうとうの事業量でありますので、尙向こうも検討しておるし、こちらも尙充分整備しておるというふうな状態であります。

3番～問題は部分的にも出来上り次来ですね、政府にも検討してもらいましてその書類が完備してすぐ提出すればすぐ認可なるんだという面の自信を得るまで書類を整えてから提出して、それから向こうが検討するというよりは自然的に部分的にも出して検討させるが、それで書類を完備してやれば早くなるんじやないかと私は素人の考え方でありますが、そういう方法は出来ないもんかどうかという事です。

建設課長～一応そういう方向にして1日でも早く出来るようにしたいと考えております。

議長～暫休憩いたします。（午後1時30分）

うもんであるか。或は課長さんのこの話合ではもうすでに区画整理の申請書類は全部完備しておりますという事であります。完備してそこに置いても何もならんと思いますが、どうせ提出して向こうで、告示の段階に来ておりますので、都計がですね。その間に検討してもらいましてそれと同時に都計も認可出来る方法が出来ないもんであるか。又認可と同時に事業に着手する様に認可がなつたから、これから事業計画を立ててやるんだというよりは事業計画を充分立ててこの認可と同時に事業も着手出来る様な手配まで出来ないもんであるかどうか、その点職員の問題もあると思いますが、そういう様な、どうして書類も完備してそこでねかしておくかどうか。政府は受付ないという訳でありますか。受付。正式に文書は受付なくとも一応提出して検討される手配は出来ないもんであるかどうか。あんまり役所の事情は分りませんが、その点お聞かせ願いたいと思つております。

建設課長～只今の御質問にお答えします。現在都市計画と区画整理を同時にやつておりますが、区画整理も大体今元議員の方が申された様に大体出来上りつつあります。それで早急に提出する準備を進めておりますが、元程申されました。マスタープランその認可との関係も実際上ある訳であります。それで同認可申請の中においても減歩という問題もあるので、少々検討する所があるというふうに考えておりますので、出来れば早急に提出して政府の万の意見も充分聞いて検討して載くというふうにやりたいと思つております。

3番～文書で提出する前に早くこの認可を早めるために自然的ですね。正式書類で文書でなくてこういう計画が出来ておるから検討してくれという様な文書で面ですね。それを政府に検討させてありますか。

建設課長～これは計画は向こうとは再三にわたつて、そのつどやつてはおりますけれど実際問題として、そうとうの事業量でありますので、向こうも検討しておるし、こちらも尙充分整備しておるというふうな状態であります。

3番～問題は部分的にも出来上り次第ですね。政府にも検討してもらいましてその書類が完備してすぐ提出すればすぐ認可なるんだという面の自信を得るまで書類を整えてから提出して、それから向こうが検討するというよりは自然的に部分的にも出して検討させながら、それで書類を完備してやれば早くなるんじやないかと私は素人の考え方でありますが、そういう方法は出来ないもんかどうかという事です。

建設課長～一応そういう方向にして1日でも早く出来るようにしたいと考えております。

議長～暫休憩いたします。（午後12時30分）

議長～再開いたします。（午後2時18分）

議長～年前に引続き一報質問をおこないます。次は2番議員からお願ひします。

5番～質問いたします。プリントで配られた質問事項の1に対してもすでに配布された現金に関する調書、これが私の質問に対する説明だと受取っております。そこでそれに関連して2～3質問いたします。現収入役と前収入役との事務引継ぎは何日なされたか、その日付をお願いいたします。

収入役～ここに書いてあります様に1月3日であります。

2番～これに立会した方はどなたでありますか。

収入役～市長であります。

2番～次は2番目の質問に移ります。住民宅すべての建築工事を計画している市民長は自分は建築をしようとしておる場所に来て建築が出来るのか出来ないのか不明のために或は又建設課から、そこは作つてはいかないというふうに事実止められたケースもあります。そういうふた様な事情で関係者は不當なこう東を受けておるとそういうふうな立場から非常に不満な声が多いのであります。そこで一般市民がこういう所はやはりどうなつているかというふうな質問を私で受た場合には、それなりに説明して上げなくちやいけませんので、議会のたんびに同じ様な質問をしておる様な誤解がありますが、そういうふた事情から更に今会の議会でもこの件を取り上げた誤解でございます。(イ)の事項これは字くを訂正します。都計の認定となつておりますが、認可に訂正いたします。都計の認可の時期は現時点においていつ頃を予想されているか、都市計画のいわゆるマスター・プラン、この認可申請がなされておりますが、これは認可されたんですか、まだですか。

建設課長～区画整理はまだであります。

2番～そこで大体何時頃までには認可がなるだろといつた、おそらく当局でも予想というのがあるはずであります。この予想は何時頃大卒現達しておられますか。

建設課長～審議会が26日に終つておりますので、近々の内には認可がおりるんじゃないかと思います。

2番～近々というのはもつと具体的には大体何時頃これは、あくまで私は予想という前提ですからあなた方も予想で良いです。

建設課長～今月一杯にはお願い出来るんじやないかと思います。

議長～再開いたします。(午後2時18分)

議長～午前に引き続き一般質問をおこないます。次は5番議員からお願いします

5番～質問いたします。プリントで配られた質問事項の1に対しではすでに配布された現金に関する調書、これが私の質問に対する説明だと受取つております。そこでそれに関連して2～3質問いたします。現収入役と前収入役との事務引継続は何日なされたか、その日付をお願いいたします。

収入役～ここに書いてあります様に1月3日であります。

5番～これに立会した方はどなたでありますか。

収入役～市長であります。

5番～次は2番目の質問に移ります。住民宅すべての建築工事を計画している市民長は自分は建築をしようとしておる場所に果して建築が出来るのか出来ないのか不明のために或は又建設課から、そこは作つてはいかないというふうに事実止められたケースもあります。そういうふた様な事情で関係者は不当なこう東を受けてみるとそういうふうな立場から非常に不満な声が多いのであります。そこで一般市民がこういう所はやはりどうなつているかというふうな質問を私で受た場合には、それなりに説明して上げなくちやいけませんので、議会のたんびに同じ様な質問をしておる様な訳であります。そういうふた様な事情から更に今会の議会でもこの件を取り上げた訳でございます。(イ)の事項これは字くを訂正します。都町の認定となつておりますが、認可に訂正いたします。都町の認可の時期は現時点においていつ頃を予想されているか。都市計画のいわゆるマスタープラン。この認可申請がなされておりますが、これは認可されたんですか。まだですか。

建設課長～区画整理はまだであります。

5番～そこで大体何時頃までには認可がなるだろといひつた。おそらく当局でも予想というのがあるはずであります。この予想は何時頃大体見透しておられますか。

建設課長～審議会が26日に終つておりますので、近々の内には認可がやりるんじゃないかと思います。

5番～近々というのもつと具体的には大体何月頃これは、あくまで私は予想という前提ですからあなた方も予想で良いです。

建設課長～今月一杯にはお願い出来るんじやないかと思います。

5番～大体おそらくとも来月一杯には認可になる見透しだすね。10月までには出来る段ですね；それから区画整理事業の着工時期は何日頃になりますか、これも見透して結構です。

建設課長～区画整理の工事着工であります、来年度の6月位いからは工事が着手出来るんじやないかと思います。

5番～67年の6月ですか、仮りに来年の6月頃から着工出来るだらうという予想はこれはその前に認可がなくちやいからん段ですね。認可是大体何時頃見透しされておりますか、区画整理事業そのものに対する政府の認可、それは何日頃までに大体予想されますが。

建設課長～8月か9月位になると思います。

5番～それからこの問題の最初私が申上げました様に、知らないために、いわゆる不安がある地主はそして知らないために不当な処分を受けるといふいわゆる誤解を持つておる。結局やはり知らないよりは市民に対しては知らせた方が良いというふうに私は思つておりますが、実際にいろんな会合なんかで都市計画の問題が話題に上つた場合には、とにかくなぜ市当局は知らないのかねといつた様な不満が多い段であります。先きの説明から大体想ぞう出来ますが、ほとんどすべての関係書類は出来上つているというふうな話してもありました。そこで地番が打たれたいわゆるその図面では、自分の土地はどこであるかという事を分る程度の大ざれた図面そういういつたいわゆる図面を区の事務所に行つて或はその他適当な場所に行つて、この図面を前にして説明してもらいたいというふうな市民の希望もありますが、当局 자체のお考えはどうでありますが、そういう市民の要望があろうがなかろうが、当局 자체のお考えはどうでありますか。

建設課長～これは5番さんがおつしやる様にでもとだと考えております。それで市の方といたしましては今大きい図面が1部しかございませんので。それを複製出来る様に今準備しております。それでこの大きい図面を複製する様にして、それで出来れば、それを外部に持ち出して説明したり又工時おいておつても見て戴だくということを出来る様に今準備しておりますので、それが出来ましたら一応各地区にでも団つて説明会を持つというふうに考えております。

5番～この図面の複製は大体何日頃までに出来上る予定ですか、出来たらやるというふうな話しさは尋る様で分らない様でじや何時頃出来ますか。

建設課長～後1ヶ月位では出来るんじやないかと考えております。

5番～後1ヶ月位いですね。

5 番～大体おそらくとも来月一杯には認可になる見透しだすね。10月までには出来る訳ですね。それから区画整理事業の着工時期は何日頃になりますか。これも見透して結構です。

建設課長～区画整理事業の工事着工であります。来年度の6月位からは工事が着手出来るんじやないかと思います。

5番～65年の6月ですか。仮りに来年の6月頃から着工出来るだろうという予想はこれはその前に認可がなくちやいかん訳ですね。認可は大体何時頃見透ししておりますか。区画整理事業そのものに対する政府の認可、それは何日頃までに大体予想されますか。

建設課長～8月か9月位になると思います。

5 番～それからこの問題の最初私が申上げました様に、知らないために、いわゆる不安がある地主はそして知らないために不当な処分を受けるといふいわゆる誤解を持つておる。結局やはり知らないよりは市民に対しては知らせた方が良いというふうに私は思つておりますが、実際にいろんな会合なんかで都市計画の問題が話題に上つた場合には、とにかくなぜ市当局は知らないのかねといった様な不満が多い訳であります。先きの説明から大体想ぞう出来ますが、ほとんどすべての関長書類は出来上つているというふうな話してもありました。そこで地番が打たれたいわゆるその図面では、自分の土地はどこであるかという事を分る程度拡大された図面そういういつたいわゆる図面を区の事務所に行つて或はその他適当な場所に行つて、この図面を前にして説明してもらいたいというふうな市民の希望もありますが、当局自体のお考えはどうでありますか、そういう市民の希望があろうがなかろうが、当局自体のお考えはどうでありますか。

建設課長～これは5番さんがおつしやる様にさもつとだと考えております。それで市の方といたしましては今大きい図面が1部しかございませんので。それを複数出来る様に今準備しております。それでこの大きい図面を複数する様にして、それで出来れば、それを外部に持ち出して説明したり又工時においておつても見て戴だくということも出来る様に今準備しておりますので、それが出来ましたら一応各地区にでも回つて説明会を持つというふうに考えております。

5 番～この図面の複数は大体何日頃までに出来上がる予定ですか。出来たらやるというふうな話は分る様で分らない様でじや何時頃出来ますか。

建設課長～後1ヶ月位では出来るんじやないかと考えております。

5 番～後1ヶ月位ですね。

建設課長～といいますのは、現在複製出来る様なマイカーという原紙がありますので、そのマイカー原紙によつてやる訳であります。

5 番～それじやこのプリントには書いてありませんが、元程の3番議員に対し  
てなされた説明の中で区画整理事業の認可申請手続きは、部計のマスター  
ープラシそのものの認可申請手続きに対して認可がならなくちや出来  
ないといつた様なそういう前提条件みたいな事をいわれておりましたが、  
区画整理事業そのものは都市計画があろうが、なかろうが都市地域の指  
定を受けた場合には出来るんじやないですか、

建設課長～その件でございますが、都市計画の方法といたしまして、これを実現  
するためには区画整理をするんだという基本構想の下に法律の中都市計画  
の地域内もしくは区域内が決定されて始めて都市計画が出来るというふ  
うにうたわれておりますので、都市計画区域が決定して区画整理が出来  
るというふうに解している訳であります。

5 番～そうすると都市区域はまだ決定されてない訳ですか、

建設課長～都市計画区域の市街計画の決定でありますので、この25日の審議で  
決定するんじやないかと思います。それともう一つ区画整理、都市計画  
の中で区画整理をするんだというふうに都市計画の中で区画整理をする  
んだというふうに区画整理の決定というのをして、その中で事業化して  
行く訳でありますので、区域決定というのが手続きに決定されて後に事業  
になる訳であります。

5 番～ですから区域は決定していますか、しているせんか、してあるせんか、セ  
建課長～区域は25日に審議されておりますので、近く決定されると思います

5 番～建設課長に対する質問はこれだけです、次3番目に移ります。中部商業  
高校の建設用地の取得を目的として当局は起債を準備している様に伺つ  
ております、これは財政法の第12条で明らかに不可能であるという事  
が明確であります、それにもかかわらず当局がこの取得財源に起債をも  
つて当てようとしている者は、いかなる根拠に基づくものであるか、もし  
当局がそういう方針を持っていなかつたとするならば、そういう一應  
方針がなかつたかどうか、その辺までも付け加えて御説明をお願いしま  
す。私の説明は当局はそういう方針を持つてゐるという前提で質問しま  
すが、もし仮りに答弁の中にそういう方針はなかつたという答弁をされ  
るんだつたら、あつたかなかつたかのけじめもはつきり、又改めた形の  
答弁でお願いいたします。

市長～政府立の中部商業高校の敷地を購入するその代金を支払うという事はあ  
きらかにおつしやる様に財政法に反すると思います。これについては一  
応市の公有地として購入して今度の予算の2万4千4百\$分は市の  
方から政府の方に売る。そして残りの分は年に政府の予算を獲得して、

建設課長～といいますのは、現在複製出来る様なマイカーという原紙がありますので、そのマイカー原紙によつてやる訳であります。

5 番～それじやこのプリントには書いてありませんが、元程の3番議員に対してなされた説明の中で区画整理事業の認可申請手続きは、都計のマスター・プランそのものの認可申請手続きに対して認可がならなくちや出来ないといつた様なそういう前提条件みたいな事をいわれておりましたが、区画整理事業そのものは都市計画があろうが、なかろうが都市地域の指定を受けた場合には出来るんじやないですか。

建設課長～その件でございますが、都市計画の方法といたしまして、これを実現するためには区画整理をするんだという基本構想の下に法律の中都市計画の地域内もしくは区域内が決定されて始めて都市計画が出来るというふうにうたわれておりますので、都市計画区域が決定して区画整理が出来るというふうに解している訳であります。

5 番～そうすると都市区域はまだ決定されてない訳ですか。

建設課長～都市計画区域の市街計画の決定でありますので、この25日の審議で決定するんじやないかと思います。それともう一つ区画整理・都市計画の中で区画整理をするんだというふうに都市計画の中で区画整理をするんだというふうに区画整理の決定というのをして、その中で事業化していく訳でありますので、区域決定というのが先に決定されて後に事業になる訳であります。

5 番～ですから区域は決定していますか。していませんか。

建設課長～区域は25日に審議されておりますので、近く決定されると思います

5 番～建設課長に対する質問はこれだけです。次3番目に移ります。中部商業高校の建設用地の獲得を目的として当局は起債を準備している様に伺つております。これは財政法の第12条で明らかに不可能であるという事が明確であります。それにもかかわらず当局がこの取得財源に起債をもつて当つようとしている者は、いかなる根拠に基くものであるか。もし当局がそういう方針を持つていなかつたとするならば、そういう一応方針がなかつたかどうか。その辺までも付け加えて御説明をお願いします。私の説明は当局はそういう方針を持つているという前提で質問しますが。もし仮りに答弁の中にそういう方針はなかつたかのけじめもはつきり。又改めた形の答弁でお願いいたします。

市長～政府立の中部商業高校の敷地を購入するその代金を支払うという事はあきらかにおつしやる様に財政法に反すると思います。これについては一応市の公有水面地として購入して今度の予算の2万4千4百\$分は市の方から政府の方に売る。そして残りの分は年に政府の予算を獲得して、

## 説明ターゲット

次の資料は、  
前コマの丁間に挟まっていました。

中即高了，～一時沒有

1851.18

これを買い上げてもらうという方針でこれを最初の名義は一応市有地として購入したいとこういう考え方であります。何時までも政府がこれを借りない様に早く政府立の商業学校敷地が政府に買い上げて置く事ば今後努力して行けば可能だと思います。向起債でありますか、起債の場合になりますというと今おつしやる様に商業高校敷地としての起債ではどうかと思いますので、一応は政府の認可もそれから銀行に対しても市有地を市の財産を購入するという形で、そしてその返済については現在毎年もらつておる地料や或は現在市が土地を持つておるんだが、市としては現在使われない様な所を売却してこれを償還する様な形を取つて手続をしたいとこう考えております。

◎ 番～学校用地を買うためという名目だつたら財政法に違反するから；そこで市有地を買うという理由で起債したいというそういうふうな、今の説明だと私は思つております。そうですか、これは金を借りるためのいわゆる第1次の何の理由かといつた意味でありますと、買つた土地はあくまで目的があるはずです。使用目的がこの使用目的がやはり中部商業高校の建設用地であるために買つからには、金は何で借りるかという理由かといつた意味でありますと、買つた土地はあくまで目的があるはず。使用目的がこの使用目的がやはり中部商業高校の建設用地であるために買つからには、金は何で借りるかという理由はあくまで中部商業高校用地を買うためという事になります。従いまして今市長がおつしやる様な理由はへ理くつでありますと、そういうのは道るはずはありません。私はここで御質問をされておりますが、なぜ～ここで疑問をもつておりますとれど、うきゆう政府であります、なぜ政府はあえて法の裏をくぐつてまでも地方財政を圧迫する様なそういう出方をするのか、そうである事実を分つていながら市長が向こうのいいなりに引きずられているというかつてはどういう意味であるのか、もう少しこのへんぞ自からの立場で判断してそして自からの良心に基づいて政府に強く當つてもらえないかどうか、こういつた問題に対する市長の基本的な考え方を一つこの機会に聞かせてもらいたいと、

市長～政府立の商業高校をここに誘致したいという事は、これは皆さんからの陳情も出されたし又市長としても前からそれを努力した事であります、それで政府の方で1時にこれを購入する予算が作られないし、一応は今度の特に今度の場合には政府の予算を成立させるまで、この敷地が発見出来なかつた、敷地の決定が出来なかつたというのも大きな問題で、むづかしい所があつたのですが、出来る事ならば政府は始めから市町村の迷惑にならない様に全予算額を敷地代の全予算額を出してもらつて、これを作つて貰だいた方がもつとも至ましい事でありますけれども政府としてはその予算が1ヶ年では得られないで今度は皆さんご承知の様に24,400\$しか取られてないと、これから大きさについては、それいくらになるか知れませんけども、年度間にこの予算を算定して早く全部が政府有地として買上げてもらう様にしたいというふうな考えて今の様

これを買い上げてもらうという方針でこれを最初の名義は一応市有地として購入したいところを考えてあります。何時までも政府がこれを借りない様に早く政府立の商業学校敷地が政府に買い上げて載く事は今後努力して行けば可能だと思います。簡易債でありますが、起債の場合になりますというと今おつしやる様に商業高校敷地としての起債ではどうかと思いますので、一応は政府の認可もそれから銀行に対しても市有地を市の財産を購入するという形で、そしてその返済については現在毎年もらつておる地料や或は現在市が土地を持つておるんだが、市としては現在使われない様な所を売却してこれを償還する様な形を取つて手続をしたいところ考えております。

5 番～学校用地を買うためという名目だつたら財政法に違反するから、そこで市有地を買うという理由で起債したいというそういうふうな、今の説明だと私は思つております。そうですか。これは金を借りるためのいわゆる第1次町の何の理由かといつた意味でありますと、買った土地はあくまで目的があるはずです。使用目的がこの使用目的がやはり中部商業高校の建設用地であるために買うからには、金は何で借りるかという理由かといつた意味でありますと、買った土地はあくまで目的があるはず。使用目的がこの使用目的がやはり中部商業高校の建設用地であるために買うからには、金は何で借りるかという理由はあくまで中部商業高校用地を買うためという事になります。従いまして今市長がおつしやる様な理由はへ理くつでありますと、そういうのは通るはずはありません。私はここで補足説明をさせておきます。これは少しありがとう御存知ですか。なぜ～ここで疑問をもつておりますと、なぜ政府はあえて法の裏をくぐつてまでも地方財政を圧迫する様なそういう出方をするのか。そうである事実を分つていながら市長が向こうのいいなりに引きずられているというかつこうはどういう意味であるのか。もう少しこのへんで自からの立場で判断してそして自からの良心に基づいて政府に強く当つてもらえないかどうか。こういつた問題に対する市長の基本的な考え方を一つこの機会に聞かせてもらいたいと。

市長～政府立の商業高校をここに誘致したいという事は、これは皆さんからの課題も出されたし又市長としても前からそれを努力した訳であります。それで政府の方で1時にこれを購入する予算が得られないし、一応は今度の特に今度の場合には政府の予算を成立させるまで、この敷地が獲得出来なかつた。敷地の決定が出来なかつたというのも大きな問題で、むつかしい所があつたのでありますが、出来る事ならば政府は始めから市町村の迷惑にならない様に全予算額を敷地代の全予算額を出してもらつて、これを作つて載だいた方がもつとも望ましい事でありますけれども政府としてはその予算が1ヶ年では得られないので今回は皆さんご承知の様に24,400\$しか取られてないと、これから元きについては、それいぐらになるか知れませんけども、年次的にこの予算を獲得して早く全部が政府有地として買上げてもらう様にしたいというふうな考え方で今の様

な方法を講じて来た試であります。この件は、さうして第一回の市長とお話しするときに、そのときのことを、そのときの立場で、そのときの行動

5番～中部商業高校を我が亘野湾市内に持つて来る事に對しましては、これはこの是非は今さら論ずるまでもありません、非常に結構な事でありますそしてその事についていろいろと折衝された当局に対しても私は感謝をしております、只しかし手段方法におきまして納得出来ない点があるからこの問題を取り上げておる事でありますが、この問題と関連しまして用地を政府に無償貸与するという、いわゆる契約の承認に関する報告書談の場合99ヶ年という期間がありました、その99ヶ年はあくまで政府の主張する期間にある事も当局の説明で明らかにされております、なるべく早い間に政府が買い取つてもらう、いわゆるかた替りしてもらう、この財政上の負担はそういう事を向こうがいつておるとといいますが、99ヶ年はあきらかに政府のそういう方針とむじゆんする事を証明します、ほんとうに政府の関係者が出来るだけ早い機会に政府が買い取るというふうな事をいつておるのが事実だとすれば、又これが実際実現性のある内容であるならばあの99ヶ年という期間はあり得ないはずであります、従いまして99ヶ年という契約上の条項に実際にうたわれている限りは政府が早い機会に買上げたいといがつても、これは実際に向こうが買上げてみない限りはくもをつかむ様な話で我々はその点非常に財政上の不景を感じなければいけません、不安だけぞすまされるなら、まだ良いとしてそれだけ我々の亘野湾市の行政運営その他いわゆる市民の生活に直接それは影響があります、70,000余りを毎時までせ負うのか、何時までせ負わなくちやいかないのかというのは現在くもをつかむ様であります、契約の条項から押して来た場合には99ヶ年はせ負わなくちやいかないという結論が出ます、これに非常に不満を持つております、でありますからには、そういう事もあるのにかかわらず、更に又注の裏をくぐつてまでも、これを財源をそこに減出しようとしておられる私はそれは市長が最初からの市長1個八のお考えだとは考えておりません、政府の考え方になりやりに押付られたんじやないか、そういうふうな私は私自身の推測をしております、従いましてこういつた重要な問題に直面した場合には相手が政府であろうが、何んであろうがなぜ自からの利益の立場を考慮して、そしてその立場から我々の考え方を政府に主張しないかどうか、こういつた面で私はまつと努力出来よつたんじやなかつたり努力が足らなかつたんじないか、こういつた考え方を持つ試であります、市長はその点御自身といたしては出来るだけのいわゆる努力はなされたつもりでござりますが、

市長～そうであります、この問題は自分一人で努力しただけでもなしに皆さんも又こういうふうになつていますかといつて契約にしる買上げにせよ検討して或だいて今の様な方面に進めて來たつもりであります。

5番～それなれば中部商業高校用地の取得財源は元程も質問がありました、いかなる方法で着工なされますか、改めて詳しく述きたいのでもう1回

な方法を誇じて来た訳であります。

5 番～中部商業高校を我が宜野湾市内に持つて来る事に対しましては、これはこの是非は今さら論するまでもありません。非常に結構な事でありますそしてその事についていろいろと折衝された当局に対しても私は感謝をしております。只しかし手段万法におきまして納得出来ない点があるからこの問題を取り上げておる訳でありますが、この問題と関連しまして用地を政府に無償貸与するという、いわゆる契約の承認に関する案件審議の場合99ヶ年という期間がありました。その99ヶ年はあくまで政府の主張する期間にある事も当局の説明で明らかにされております。なるべく早い期間に政府が買取つてもらう、いわゆるかた替りでもらう、この財政上の負担はそういう事を同じうがいつておるといいますが、99ヶ年はあきらかに政府のそういう方針とむじゅんする事を証明します。ほんとうに政府の関係者が出来るだけ早い機会に政府が買取るというふうな事をいつておるのが事実だとすれば、又これが実際実現性のある内容であるならばあの99ヶ年という期間はあり得ないはずであります。従いまして99ヶ年という契約上の条件に実際にうたわれている限りは政府が早い機会に買上げたいといひつても、これは実際に向こうが買上げてみない限りはくもをつかむ様な話で我々はその点非常に財政上の不案を感じなければいけません。不安だけですませれるなら、まだ良いとしてそれだけ我々の宜野湾市の行政運営その他いわゆる市民の生活に直接それは影響があります。70,000円余りを何時までせ負うのか、何時までせ負わなくちやいかないのかというのは現在くもをつかむ様であります。契約の条件から押して来た場合には99ヶ年はせ負わなくちやいかないという結論が出ます。これに非常に不満を持つております。でありますからには、そういつた事もあるのにかかわらず、更に又法の裏をくぐつてまでも、これを財源をそこに派出しようとしておられる私はそれは市長が最初からの市長1個人のお考えだとは考えておりません。政府の考えにむりやりに押付られたんじやないか。そういつた様な私は私自身の推測をしております。従いましてこういつた重要な問題に直面した場合には相手が政府であろうが、何んであろうがなぜ自らの利益の立場を考慮して、そしてその立場から我々の考え方を政府に主張しないかどうか、こういつた面で私はもつと努力出来よつたんじやないかつまり努力が足らなかつたんじないか。こういつた考え方を持つ訳であります。市長はその点御自身といたしては出来るだけのいわゆる努力はなされたつもりでございますが。

市長～そうであります。この問題は自分1人で努力しただけでもなしに皆さんも又こういうふうになつていますかといつて契約にしろ買上げにせよ検討して載だいて今の様な方針に進めて来たつもりであります。

5 番～それなれば中部商業高校用地の取得財源は元程も質問がありましたが、いかなる方法で着工なされますか。改めて詳しく聞きたいのでもう1回

質問いたします。

市長～先にお答えいたしました様に地代の24,400円は今年の予算で準備されておりますので、これは今年で向うに名義を変更したいと思います。残りの方は毎年出糞するだけ出来たら2回にても出来なければ2会計会算置・貯金簿にも買上げて販く様に是非やつて貰いたいとこう思つております。実質はこういうふうな事であります。実際の場合は先き甲上げた様な非常の形を取らなければいかないんじやないかとこう思つております。

5 番～結局起債を以つてこれに當てる方針に變りはない試でござりますね。

市長～実質は向こうの方で買上げてもらうように努力して行きたいところ思  
います、予算がまだ出来ていないものを何時政府の方から買上げの予算  
とこれだけあるので、これで償還しますという事は政府にも努力して  
も来年・再来年の予算についてはこれを証明書を出してもらうことは出  
来ないし銀行も又これではいかないので、一応はここに確実に済るもの  
をきつて銀行からはお願ひしようと思うと思つております。

5 番～この問題に対する市長の考え方方が分りましたので、私の質問はこれで終ります。

市長～進行いたします。次は9番の安里議員にお願いします。

雷～底の真向を下ります、市有地の処分の時期と方法についてお尋ねをいたし  
す、てあつたときに、は、どうゆうふうして、そのお尋ねをします。第三

市長～これについては、今まで実験してあるが、これが別に方法なり期日なりで討議せらるゝを以て、これを財政委員会に呈上する。

9 番～六今までにはそういう検討されたことはありますか？

まず、1番目に保育所は現在日政援助により設置になるとその事で市民はある実験を想定しておられます。市長としてその時間が来ります。

市長へ前回モツツイフ委託をありましテ、こちらも良く承認シタ林野所  
を立てる適当な敷地が市として今持つておりませんので、この蓋天閣の  
地域に近く区画整理を予定しておる所がありますが、その場合にそこの

質問いたします。

市長～元にお答えいたしました様に地代の 24,400 \$ は今年の予算で準備されておりますので、これは今年で向うに名義を変更したいと思います。残りの方は毎年出来るだけ出来たら工圓にでも出来なければ 2 会計会年度、次年度にも買上げて載く様に是非やつて載だきたいとこう思つております。実質はこういうふうな事であります。実際の場合は先き甲上げた様な非常の形を取らなければいかないんじやないかとこう思つております。

5 番～結局起債を以つてこれに当てる万歳に變りははない訳でござりますね。

市長～実質は同こうの方で買上げてもらうように努力して行きたいとこう思ひます。予算がまだ出来ていないものを何時政府の万から買上げの予算とこれだけあるので、これで償還しますという事は政府にも努力してでも来年・再来年の予算についてはこれを証明書を出してもらうことは出来ないし銀行も又これではいかないので、一応はここに確実にあるものでもつて銀行からはお願いしようとこう思つております。

5 番～この問題に対する市長の考え方方が分りましたので、私の質問はこれで終ります。

市長～進行いたします。次は 9 番の家里議員にお願いします。

9 番～私の質問をやります。市有地の処分の時期と方法についてお伺いいたします。

市長～これについては、今度準備している特別の審議機関である委員会にも財政委員会を充足させて、そこで時期なり方法なり検討して、これを処分したいとこう思つております。

9 番～只今までにはそういう検討された点はありませんか。

市長～ありません。

9 番～く番目に移ります。保育所設置と公益質屋の設置についてお質問いたします。1 番目に保育所は現在日政援助により設置になるとの事で市民はその実現を期待しておりますが、市長としてその計画がありますか、お伺いいたします。

市長～前からそういう要望もありましたし、こちらでも良く検討します保育所を立てる適当な敷地が市として今持つておりませんので、この普天間の地域に近く区画整理を予定しておる所がありますが、その場合にそこの

適当な場所に市有地を確保してその場所を選定して、そこに立てようという考えは持っております。

9 番～この問題については、区画整理後でないとはつきりとした具体的計画は立てられない段でございます。

市長～今の所そういう段でございます。

9 番～次に公益質屋設置についてでございますが、公益質屋は社会福し事業の一環として本土各市町村において設置して所得の低い諸民層の手がるな金儲りの場として広く駆使され利用されておりますが、当市の現状から公益質屋の設置はいかように考えられますか、この点についてお伺いいたします。

市長～良く研究して設置したいとこう思っております。

9 番～本市のこういう社会事業施設の設置の必要という面に対しては、御検討なされた点はございませんですか。

市長～こういふふくし事業の必要性を感じておられる事はありますか。何の検討ですか。

9 番～こういう福し事業の必要さを感じられた点はございませんですか。

市長～福し事業の面は今までやつておりますが、質屋については検討した事はありません。

9 番～私がこういう質問を申上げるのは、実は最近まで市内において悪質な日かけ模合によつて相当な打撲を受けたと、更に現在又そういう日かけ模合が又台頭して来るような状態であるという事を聞いておりますが、そういう現状に対して市としてはそういう状態をお聞きになつた点はありますか。

市長～日かけ模合や何は聞きました、市としてもこれにどういうふうに対策された方が良いかという事を金融調査部や或は又議会でも話を持つた事があります。

9 番～その後に又やつぱりそういう日かけ模合が起りつつあるという事をお分かりでございませんですか。

市長～その後にどこが日かけ模合をしているという事を調べた事はあります。

適当な場所に市有地を確保してその場所を選定して、そこに立てようという考えは持つております。

9 番～この問題については、区画整理後でないとはつきりとした具体的計画は立てられない訳でございます。

市長～今の所そういう訳であります。

9 番～次に公益質屋設置についてでございますが、公益質屋は社会福し事業の一環として本土各市町村において設置して所得の低い諸民階層の手がるな金繩りの場として広く親しまれ利用されておりますが、当市の現状から公益質屋の設置はいかように考えられますか、この点についてお伺いいたします。

市長～良く研究して設置したいとこう思つております。

9 番～本市のこういう社会事業施設の設置の必要という面に対しては、御検討なされた点はありませんですか。

市長～ごく一例福し事業の必要性を感じられた点はあります。併し、何んの検討ですか。

9 番～こういう福し事業の必要さを感じられた点はありませんか。

市長～福し事業の面は今までやつておりますが、質屋については検討した事はありません。

9 番～私がこういう質問を申上げるのは、実は最近まで市内において感覚な日かけ模合によつて相当な打げきを受けたと、更に現在又そういう日かけ模合が又台頭して来るような状態であるという事を聞いておりますが、そういう現状に対して市としてはそういう状態をお聞きになつた点はありませんですか。

市長～日かけ模合や何は聞きました、市としてもこれにどういうふうに対策した方が良いかという事を金融調査部や或は又議会でも話合を持つた事があります。

9 番～その後に又やつぱりそういう日かけ模合が起りつつあるという事をお分りでございませんですか。

市長～その後にどこが日かけ模合をしているという事を調べた事はあります。

9番～そういう様な面でこういう公益質屋の設置によつていくらかかん和が出来るだろうというような面から、こういう問題も1つの市町村として出来る事業であるという面から当局が進んでそういう面にも検討してもらいたいために質問事項としても出してありますので、今後そういう面も工つ良く御検討なされて必要を感じられた場合には良く検討なされて設置をしてもらいたい事を要望いたします。3番目に市内の道路の修復計画がありますかお伺いします。

市長～今の所ありません。

9番～現在今度の会計年度でローラーを購入しておりますし、今後そういうほ  
接計画を立てて行く面から、そういう機械もふるに備つて載せたいとこ  
う思うのでありますが、隣接の市町村あたりでもぜひそういうほ  
接道路でなければいけないという何で道路の計画が立てられておる様であります  
し、早急にそういう面の検討もなされてもらいたいと、こう思いますが、この点是非そういう重機類も有効に利用されてほ  
接の計画を立てられたいと要望いたします。

議長～進行いたします。10番議員にお願いします。

10番～私の第1番の質問は大体中部をあれしてやや同様ないわゆる類にした町  
村の市町村交付税と本市の交付税と比較した場合には本市の方がそうと  
う少い様に思われますので、この原因について質問いたします。

市長～政府の市町村への交付税の交付は基準財政収入とその市町村に要する財  
政需要額とのつり合の度によつて交付される事になつております。それで他市町村と比較する場合には或る項目においては多い、或る項目においては少ないというふうになりますが、全体としてのそれをどちらが多くなるかについては項目によつて算出の基準によつて違うと思います。  
例えばその最も大きな費用を要するのは土木事業なんかの問題になりますが、これは道路の長さや面積なんかにもよります、それから市の費用の大きさときは例えばコザと比較すると、面積は變らなけれども内部の必要な計費を見た場合には消防費の大きさはコザなんかが、ずつとここよりも  
は大きくなる様になつておりますし、項目の比較については、どの辺はどうなつているかについては、項目別の資料がありますので、これを助役の方に説明してもらいたいと思つております。

10番～その項目別に基準財政需要額とか、基準収入額とかそういうものによつて交付税が支給されておるという事は分つております。  
よつて、その内容そのものどの辺がどういう項目によつて特に他市町村  
と比較して悪い点ですね、そういうものを重点的にしてもらいたいと思  
います。

9 番～そういう様な面でこういう公益質屋の設置によつていくらかかん相が出来るだろうというような面から、こういう問題も1つの市町村として出来る事業であるという面から当局が進んでそういう面にも検討してもらいたいために質問事項としても出してありますので、今後そういう面も1つ良く御検討なされて必要を感じられた場合には良く検討なされて設置をしてもらいたい事を要望いたします。3番目に市内の道路の修装計画がありますかお伺いします。

市長～今の所ありません。

9 番～現在今度の会計年度でローラーを購入しておりますし、今後そういうほ  
うの計画を立てて行く面から、そういう機械もふるに使つて載きたいとこ  
う思うのですが、隣接の市町村あたりでもせひそういうは綾道路  
でなければいけないという何で道路の計画が立てられておる様であります  
し、早急にそういう面の御懇意もなされてもらいたいと、こう思いますが、  
この点是非そういう重機類も有効に利用されては綾の計画を立てられたいと要望いたします。

議長～進行いたします。10番議員にお願いします。

10番～私の第10番の質問は大体中部をあれしてやや同等ないわゆる類にした町  
村の市町村交付税と本市の交付税と比較した場合には本市の方がそうと  
う少い様に思われますので、この原因について質問いたします。

市長～政府の市町村への交付税の交付は基準財政収入とその市町村に要する財  
政需要額とのつり合の度によつて交付される事になつております。それで他市町村と比較する場合には或る項目においては多い。或る項目においては少いというふうになりますが、全体としてのそれをどちらが多くなるかについては項目によつて算出の基礎によつて違うと思います。  
例えばその最も大きな費用を要するのは土木事業なんかの問題になりますが、これは道路の長さや面積なんかにもよります。それから市の費用のときは例えばコザと比較すると、面積は變らなけれども内部の必要な計費を見た場合には消防費の如きはコザなんかが、ずっとここよりかは大きくなる様になつておりますし、項目の比較については、どの辺はどうなつているかについては、項目別の資料がありますので、これを助役の方に説明してもらいたいと思つております。

10番～その項目別に基準財政需要額とか、基準収入額とかそういうものによつて交付税が支給されておるという事は分つております。

よつて、その内容そのものどの辺がどういう項目によつて特に他市町村と比較して悪い点ですね。そういうものを重点的にしてもらいたいと思  
います。

市長～その項目を他の市町村という事になりますと例えばどこと比較対象した方が良うございますか。

10番～具体的に私あれしましよう、例えば交付税のあれを見た場合に中部の方としては我が宣野市より多いのは、コザ・具志川・美里・読谷、そういうのが大体類似した市町村じゃないかと思います。そこで消防費とか或は厚生費、産業費そういうものは人口とか、その職員そういう消防なら自動車の合数、そういうものによって基準財政需要額というのが決められておる訳でございますが、特に本市が少いものは土木費でないかと思います。そこでその土木費を今挙げた、コザ・具志川・美里・読谷そういうものと比較した場合にこの市町村よりも、はるかに本市が下まわるております。そこにはどこにどういがつたものに原因するのか、そこに大きな問題があるんじやないかと思います。それで私からいわしむれば、この土木費が少ないという事は資料が少ないんじやないかと、資料の認定の方が少ないんじやないかと思う訳であります。延長にしろ面積にしろ外の市町村よりは少いのでござります。そういうもんを研究された事があるかどうか、その辺を聞きたいと思います。

市長～話合もやりましたが、今のような例を取つた市町村によりまと、読谷それからコザ、それから美里、こういう所はもう1つ具志川ですか。そういう所をこちらと比較した場合に具志川の場合には特に土木費のこちらの需要額ですね、道路面積にしろここよりずつと大きいと、それからその需要額と、今度収入額の見積りも又これは大きな問題でありますが、美里や読谷、コザあたりよりも、こちらに収入としての法人税が多いという事はこれは政府でも大きく認めた様な所である様であります。収入を少く見積つてもらつて必要計費を大きく見積つてもらう様にするならば、それが交付金が多く増えるという事になりますけれども、政府としては1市町村毎にそうする訳にもいかない、たしかに私達はこれはあの方式で公正に交付されているというつもりで今受けでありますので、他のとの比較という事になるとそういう見解をもつて私達は解しておられます。

10番～では土木費についてです今挙げた市町村よりは、面積も道路の延長も少いのであります、これは遺伝と思われますか。

市長～遺伝と思つております。そしてこの数字については今資料持合せておりませんので助役の方に説明をお願いしたいと思います。

議長～暫休憩いたします。（午後4時59分）

市長～その項目を他の市町村という學になりますと例えばどこと比較対象した方が良うござりますか。

10番～具体的に私あれしましよう。例えば交付税のあれを見た場合に中部の方としては我が宜野湾市より多いのは、コザ・具志川・美里・読谷。そういうのが大体類似した市町村じゃないかと思います。そこで消費費とか或は厚生費・産業費そういうものは人口とか、そこの職員そういう消防なら自動車の台数。そういうものによって基準財政需要額というのが決められておる訳でございますが、特に本市が少いものは土木費でないかと思います。そこでその土木費を今挙げた。コザ・具志川・美里・読谷そういうものと比較した場合にこの市町村よりも、はるかに本市が下まわるつております。そこにはどこにどういがつたものに原因するのか、そこに大きな問題があるんじやないかと思います。それで私からいわしむれば、この土木費が少ないという事は資料が少ないんじやないかと。資料の認定の方が少ないんじやないかと思う訳であります延長にしろ面積にしろ外の市町村よりは少いのでございます。そういうもんを研究された事があるかどうか。その辺を聞きたいと思います。

市長～話合もやりましたが、今のような例を取つた市町村によりまと、読谷それからコザ。それから美里、こういう所はもう1つ具志川ですか。そういう所をこちらと比較した場合に具志川の場合には特に土木費のこちらの需要額ですね。道路面積にしろこよりずつと大きいと、それからその需要額と、今度収入額の見積りも又これは大きな問題でありますが、美里や読谷、コザあたりよりも、こちらに収入としての法人税が多いという事はこれは政府でも大きく認めた様な所である様であります。収入を少く見積つてもらって必要計費を大きく見積つてもらう様にするならば、それが交付金が多く増えるという事になりますけれども、政府としては1市町村特にそうする訳にもいかない。たしかに私達はこれはあの方式で公正に交付されているというつもりで今受けておりますので、他との比較という事になるとそういう見解をもつて私達は解しやすくしております。

10番～では土木費についてですね今挙げた市町村よりは、面積も道路の延長も少いのであります。これは適正と思われますか。

市長～適正と思つております。そしてこの数字については今資料持合せておりませんので助役の方に説明をお願いしたいと思います。

議長～暫休憩いたします。（午後4時59分）

市長～只今の御質問というよりは、御説明の方で大体政府はおん当を欠くような処置をしておると思います。というのは私の所に北谷の漁業組合長が意見を求めて来たのが上1日だつたと思つております。その書類の提出期限はたしかに10日が期限だつたと思ひます。こちらの意見を聞いて持つて行つて、その日に持つて行つても1日はおくれているし、或はよく日でも持つて行けば2～3日おくれるという事になるので、その絞め切つてのうちにそれを又さかのぼつて10日の日付で受取つて、そうしてここにおどしをかけるという事は政府としても自治行政を担当するものを何とかもじてあそんばす様な不適当を欠ぐ様な感じを持つので、私はどこまでも議会もいつしょになつて既定の方針通り宜野湾港の海を北谷の漁場に加えるという事は不賛成であるという事をいつしょになつて連絡して戴きたいとこう思のであります。

ラ 番～先程市長の説明の中に先月の本市の議員クラブの会合がありました、その会合があつた後で、この問題で政府の関係すじに行かれたというふうなそういう趣旨の説明がありました。それを具体的に説明願います。だれに行かれたか、どの部局に行つてだれと会われたか、こちらが向こうに話した内容、それに対して相手側がいかなる見解を示したか、そういう範囲内を御説明願います。

市長～課長の方でくわしげく説明させたいと思います。

ラ 番～今じやなくて良いです。後で明日でも良いです。直接案件とは関係ありませんが、やはり先の説明の中で市長は議会は今日明日で済ますからといわれましたが、これはどういう意味ですか。

市長～私の議会のあれは23日までがたしかに最終になつていたと思ひますがね。23日が公休日になつておりますので、公休日は皆んな休まれるんじやないかというので、今日は21日、22日までに今議会は終るんじやないかと思つてそういうふうに話した訳であります。

ラ 番～この折衝については記録か何かありますか。

市長～副主席はそこは良く検討させましようと答えて、それ以外にちょうど商業高校の問題がありましたので、話はその方に移つて良く検討させましようという答えでありました。

ラ 番～検討させましようといつた様ないわゆるどつちも諒解やすく出来るようならちゅう象的な返事だつた訳ですか。

12番～漁業権の問題でありますが、漁民の方々に漁業権を獲得させるという場合に市の施策である埋立事業の問題と調達するのであります。その場合に市の施策である埋立事業に大きな支障になると思ひますが、そこら辺の見解を市長さんにお願いいたします。

市長～只今の御質問というよりは、御説明の方で大体政府はおん当を欠くような処置をしておると思います。というのは私の所に北谷の漁業組合長が意見を求めて来たのが 11 日だつたと思つております。その書類の提出期限はたしかに 10 日が期限だつたと思ひます。こちらの意見を聞いて持つて行つて、その日に持つて行つても 1 日はおくれているし、或はよく日でも持つて行けば 2 ～ 3 日おくれるという事になるので、その締め切つてのうちにそれを又さかのばつて 1 遣日の日付で受取つて、そうしてここにおどしをかけるという事は政府としても自治行政を担当するものを何とかもとてあそんばす様な不適当を欠ぐ様な感じを持つつので、私はどこまでも議会もいつしよになつて既定の方針通り宜野湾沖の海を北谷の漁場に加えるという事は不賛成であるという事をいつしよになつて運動して載きたいとこう思のであります。

5 番～先程市長の説明の中に先月の本市の議員クラブの会合がありました、その会合があつた後で、この問題で政府の関係すじに行かれたというふうなそういう趣旨の説明がありました。それを具体的に説明願います。だれに行かれたか、どの部局に行つてだれと会われたか、こちらが向こうに話した内容、それに対して相手側がいかなる見解を示したか、そういう範囲内を御説明願います。

市長～課長の方でくわしぶく説明させたいと思ひます。

5 番～今じやなくて良いです。後で明日でも良いです。直接案件とは関係ありませんが、やはり先の説明の中で市長は議会は今日明日で済ますからといわれましたが、これはどういう意味ですか。

市長～私の議会のあれは 23 日までがたしかに最終日になつていたと思ひますがね。23 日が公休日になつておりますので、公休日は皆んな休まれるんじやないかというので、今日は 21 日、22 日までに今議会は終るんじゃないかと思つてそういうふうに話した訳であります。

5 番～この折衝については記録か何かありますか。

市長～副主席はそこは良く検討させましょうと答えて、それ以外にちようど商業高校の問題がありましたので、話はその方に移つて良く検討させましよという答えでありました。

5 番～検討させましょうといつた様ないわゆるどつちも解しやすく出来るようなちゆう象的な返事だつた訳ですか。

12 番～漁業権の問題であります。漁民の方々に漁業権を獲得させるという場合に市の施策である埋立事業の問題と関連するのであります。その場合に市の施策である埋立事業に大きな支障になると思ひますが、そこら辺の見解を市長さんにお願いいたします。

市長～例えばどんな支障でございますか、

12番～つまり漁業権を獲得した場合には、そこに漁業するという条件が付くはずであります。よりまして市が埋立する場合にその権利を持つている方々の権利を無視して埋立する事が出来るかどうか、

市長～権利を無視しては出来ないと思います。

12番～そうなりますとやつぱり支障をきたすという事になる訳じやありませんか、

市長～どういう支障でございますか、

12番～漁業権を獲得されたら即ちそこに漁業権はあるでしょう。漁業の権利がある訳ですね。そこを漁民の方々が市が埋立をした場合においては、漁業の支障、つまり自分達の漁業に対して不利になるという事が考えられます、ですからそこが支障になるんじやないか、

市長～市は埋立事業の認可申請をして、それをやりますですね。

12番～漁民の方々が漁業権を獲得なさつたという場合に、そこに支障をきたさないかどうか、

市長～別にこれは認可されたならば、その仕事を進めて行くと支障というのはどういうことですか、

市長～例えはどんな支障でござりますか。

12番～つまり漁業権を獲得した場合には、そこに漁業するという条件が付くはずであります。よりまして市が埋立する場合にその権利を持つている方々の権利を無視して埋立する事が出来るかどうか。

市長～権利を無視しては出来ないと思います。

12番～そうなりますとやつぱり支障をきたすという事になる訳じやありませんか。

市長～どういう支障でござりますか。

12番～漁業権を獲得されたら即ちそこに漁業権はあるでしょう。漁業の権利がある訳ですね。そこを漁民の方々が市が埋立をした場合においては、漁業の支障、つまり自分達の漁業に対して不利になるという事が考えられます。ですからそこが支障になるんじやないか。

市長～市は埋立事業の認可申請をして、それをやりますですね。

12番～漁民の方々が漁業権を獲得なさつたという場合に、そこに支障をきたさないかどうか。

市長～別にこれは認可されたならば、その仕事を進めて行くと支障というのはどういうことですか。

市長～再開致します。(午後3時5分)

10番～私が質問するものですね。そこですよ、道路の認定がですね、そういうた消防費にしろ、そして厚生費にしろ、そういうたものに辯しては予算との見合もありますので、これをどうもでも引上げる上においては、その土木費しか引上げられないと思います、それによつては市道として早く多く認定してもらうとそれがなければいかないと思ひますが、市長としで大体何時頃までに議会にそういう認定をして頂くような考え方があつたらお聞かせ願いたいと思います。

市長～市道認定については、各市町村でそういう条例があるかと云うので全琉市町村会でも話し合いましたが、別に市道の認定としての各市町村自体での規定なんかはない様であります。それで今までそれやつているのは、道路法で権員がいくらとか、色々な何がある様であります、こういうもので検討してそれを認定することが出来る様になつてやつているかというので、これから建設課の方でそういう資料も整えてこれこれには市道に認定しなければならんという道路を取り上げて認定したいと願いますが、それを何時ということは今の所考えておりません、これから準備をして行きたくと思つております。

10番～一つこれは、各市町村ともそういう土木の需要額の引上げという点からして市町村道の認定が大いにされておりますので、当市においても早目に調査なされてその認定を早めにして頂く様にお願い致します。2番目の隣村との合併問題でござりますが、そういうれば、すぐ市長さんは補助機関が出来てからとお答えになると思ひますが、これはずっと前から何かの準備委員会か何か懇談会みたいな会合を持ったことがあります、あの時にもじや早目に資料を調査して、各隣村の内容そういうたものを調査して早目に進めるからと、そういう様なあれであの会合は散会したと私の記おくは持つておりますが、その後この資料調査がございましたら一つその資料に基づいたものをお聞かせ願いたいと願います。

市長～あの場合にもお話しました様に、これこれの資料ということが決まれば、ここでもどうだと云えるんですが、今の所まだこれを併合するのにどれとどれの資料が要るということもまだ出来ておりませんので、調査しておりません。

10番～結局、あの集りの中でこれを当局が合併問題は大きな問題であるからあらゆる資料を持つて来て検討しなければいけないと、そういうことでございましたが、結局その後も資料が得てないということはそこに合併問題に對して誠意がないということになりますか。

市長～誠意がありますので、今後の委員会も取上げてそこでどう云う資料を集めたらいいかと云うことを検討したいとそういうふうに思つています。

議長～再開致します。(午後3時5分)

10番～私が質問するものですね。そこでよ、道路の認定がですね。そういうふた消防費にしろ、そして厚生費にしろ、そういうふたものに対しては予算との見合もありますので、これをどうしても引上げる上においては、その土木費しか引上げられないと思います。それによつては市道として早く多く認定してもらうとそれがなければいかないと思いますが、市長として大体何時頃までに議会にそういう認定をして頂くような考えがもしあつたらお聞かせ願いたいと思います。

市長～市道認定については、各町村でそういう条例があるかと云うので全琉市町村会でも話し合いましたが、別に市道の認定としての各市町村各自での規定なんかはない様であります。それで今までそれやつているのは、道路法で補員がいくらとか、色々な何がある様であります。こういうもので検討してそれを認定することが出来る様になつてやつているかというので、これから建設課の方でそういう資料も整えてこれこれは市道に認定しなければならんという道路を取り上げて認定したいと願いますが、これを何時ということは今の所考えておりません。これから準備をして行きたいと思つております。

10番～一つこれは、各町村ともそういう土木の需要額の引上げという点からして市町村道の認定が大いにされておりますので、当市においても早目に調査なされてその認定を早めにして頂く様にお願い致します。2番目の隣村との合併問題でございますが、そういうえば、すぐ市長さんは補助機関が出来てからとお答えになると思ひますが、これは必ず前から何かの準備委員会か何か懇談会みたような会合を持ったことがあります。あの時にもじや早目に資料を調査して、各隣村の内容そういうふたものを調査して早目に進めるからと、そういう様なあれであの会合は散会したと私の記おくは持つておりますが、その後この資料調査がございましたら一つその資料に基づいたものをお聞かせ願いたいと願います。

市長～あの場合にもお話しました様に、これこれの資料ということが決まれば、ここでもどうだと云えるんですが、今の所まだこれを併合するのにどれとどれの資料が要るということもまだ出来ておりませんので、調査しております。

10番～結局、あの集りの中でこれを当局が合併問題は大きな問題であるからあらゆる資料を持って来て検討しなければいけないと、そういうことでございましたが、結局その後何も資料が得てないということはそこに合併問題に対して誠意がないということになりますか。

市長～誠意がありますので、今後の委員会も取上げてそこでどう云う資料を集めたらいいかと云うことを検討したいとそういうふうに思つて誠

意がなければ何もそういう委員会を作る必要もないと思います。

10番～委員会は大体何時頃の見通しですか？（午後3時半であります。）

市長～先に申し上げた様に建設と財政の方はもうとの農業高校問題で、或は本議会で遅れておりますが、こういう忙しさが済みはあと一ヶ月位の内には出来るんじやなあかとこう思つております。別にそれを作成する日程もまだ編まれていませんので、何月何日というとおき今申し上げる段にはいきません。

10番～じやユツ吾々議員としての質問も只質問のやりっぱなしですものではございませんので、そこをよく考慮に入れられて早目にどうぞ真く様お願いします。（午後3時半であります。）

1番～市長にお伺いしますが、長今の合併問題につきましては、財政と建設の方は、一応あと一ヶ月以内に発足の見通しあるとおもじやつておりますけど、合併問題については、特別に合併調査会を設立するのが出来てありますので、その点もですね、ユツ着慮して頂きましても早目に発足して頂きます様にご要望申し上げます。この点は今お聞きしておきたいのです。

12番～今のものは申しおくれましたが、先に出来たら全部一緒にやろうと発足はやろうと、せめてこの二つは、実はその財政を急いでのもので、先に9番議員からの話しちも真榮原の話しあるが建設の問題者あつまつして建設についてまだ提出とか、か貢されありますので、真榮原もその仕事に追われてあります。出来たらとれは同時にやうまいといつて今その氏名といいますか、そのメンバーたんを同時に提出する様にといつて、ある程度まで、こちらでも検討の準備を進めておりますので、そう長くは待たんとして発足附帯するところをいかないで、うつせきをうつせきをして、次の問題をさかづけしておきたいとおもってます。

10番～都計について、道路關係にご質問致します。今度の予算の中に道路の経費が含まれてありますかが、あの道路の通る場所の地主さんから聞いてありますかが、うきしたふくらの方面にござつたものかが、うきしたふくらの方面にござつたものか。

議長～暫休憩致します。（午後3時4分）

議長～暫休憩です。休憩した後にしておられの質問がござりますが、次に

議長～答請文をまます（午後3時4分）ですが、今の所まだこれ懇意會で、新規の方面へ出るのを許すといふことをまだ提出されておりません。

市長～一處土木の方で道路は農業土木の我知古の工事とそれから同じ我知古のイケマシの道路それから宜野湾地区の山川の方になつておりますが、これはこの申請を出す場合に地主の承諾を得て出す様になつておりますので、承諾を得ておるとこう思つております。それで、うきしたふくらの方面にござつたものかが、うきしたふくらの方面にござつたものか。

10番～もつと大きなものはございませんが、28,000とかいう新設道路があつたんですが。

建設課長～お答え致します。10番さんのご質問の道路は都計道路でありま

意がなければ何もそういう委員会を作る必要もないと思います。

10番～委員会は大体何時頃の見通しですか。

市長～先に申し上げた様に建設と財政の方はもうこの商業高校問題、或は本議会で遅れていますが、こういう忙しさが済めはあと1ヶ月位の内には出来るんじやないかとこう思っております。別にこれを作れる日程もまだ編まれていませんので、何月何日ということは今の所申し上げる訳にはいかなきません。  
じや1つ吾々議員としての質問も只質問のやりっぱなしでするもんではございませんので、そこをよく考慮に入れられて早目にこうして頂く様お願いします。

1番～市長にお伺いしますが、只今の合併問題につきましては、財政と建設の方は、一応あと1ヶ月以内に発足の見通しはあるとおつしやつておりますけど、合併問題については、特別に合併調査会というものが出来ておりますので、その点もですね、1つ考慮して頂きまして早目に発足して頂きます様にご要望申し上げます。

12番～今のものは申しおくれましたが、先に出来たら全部一緒にやろうと発足はやろうと、せめてこの二つは、実はその財政を急いだのも、先に9番議員からの話しち真栄原の話しも商高の問題もありましたし、建設についてもまだ建立とか、かれこれありますので、何事もその仕事に追われてますが、出来たらこれは同時にやりたいと、いつて今その氏名といいますか、そのメンバーなんかも同時に提出する様にといつて、ある程度まで、こちらでも検討の準備を進めておりますので、そう長くは待たんで発足出来るところ思います。

10番～都計について、道路関係にご質問致します。今度の予算の中に道路の経費が含まれておりますが、あの道路の通る場所の地主との話し合いはついておりますか。

議長～暫休憩致します。(午後3時14分)

議長～再開致します。午後3時15分)

市長～一応土木の方で道路は農業土木の我如古の工事とそれから同じ我如古のイケマシの道路それから宜野湾地区の山川の方になつておりますが、これはこの申請を出す場合に地主の承諾を得て出す様になつておりますので、承諾を得ておるとこう思つております。

10番～もつと大きなものはございませんか。28.000とかいう新設道路があつたんですが。

建設課長～お答え致します。10番さんのご質問の道路は都計道路でありま

す、これは普天間で野當町の  $1\text{km}$  の道路であります。そのため地主の承諾といいますのは、それは区画整理事業の中で出来る道路でございますので、一応区画整理の事業をする場合には、その地元住民の区画整理をするということと、そのものによつて概括的に了解を得られているものだと解しております。それで道路の承諾といいますのは、これは各人からは普通頭ひいていい眼であります。所が実際工事施工となる場合に尋ねて以前にやる場合は一応承諾書を取らなければいけないというふうな内容になります。それから尋ねて前が許可になりますといふのは地主の承諾ということは、法律の上で要らないといふふうになつております。今この所これは話し合ひを進めておりますので、整地をしてよろしいといふ承諾書は全部頂いております。それで後邊の要請に入りますと、今度は道路を作つていよいと云うことの承諾をこれから頂くといふふうにしております。只今の所は農作物そういう色々植えて使用しておりますが、地主の方々で全部整地してよろしいといふ所まで来ております。もう少しうちであります。

10番～後の質問は振返ります。私の質問はこれで終ります。

12番～今まで随分と私の質問にもお答えがある様であります。特に私がこの埋立問題を出しましたのは、満點満の西側の埋立事業の見通し及び工事計画についてお伺いしたいと思います。該地域は一人地主だけの問題じやなく又付近住民の関心もあります。又広く那覇あるいはヨガからも早くそこを埋立て入れしてくれる様にと願う要望もござりますが、この埋立についてどういうふうに計画をされているか、その点をお伺いします。

市長～お答えします。これについては別に埋立事業としてやる算じやなしにそこを区画整理事業をその一帯をやろうという考え方で区画整理をやるふくやうある場合は、一応その均しといふのが入りますがそれをやるというのです。今の所そこを全部こう同じ高さに埋立するという事業の計画は持つておらん様です。

12番～只均すというふうになれば、この地域は非常に低地域でありますので雨が降るごとにまん水されるのであります。只しき均らして区画整理するということは、無意味になるんじやないかと考えますが、その点お伺いします。

市長～只均すと云つても排害もするし、技術的な面について市長の方からお答えする様にします。

建設課長～補足致します。現今の大造工事であります。一応現地の方は、局部的に低い所がござります。あれが約土量と予算の關係で出来うるなれば  $4\text{m}$  位今まで埋立てた方が非常に理想的になるというふうに考えておりましたが、実際上想当の土量が要りますので、それ

す。これは普天間・野嵩間の18mの道路であります。この地主の承諾といいますのは、これは区画整理事業の中で出来る道路でございますので、一応区画整理の事業をする場合には、その地元住民の区画整理をするということ、そのものによつて総括的に了解を得られているものだと解しております。それで道路の承諾といいますのは、これは各人からは普通頂いていい訳であります。所が実際工事施工となる場合に事業認可前にやる場合は一応承諾書を取らなければいかないというふうな内容になります。それから事業認可が許可になりますと、その時は地主の承諾ということは、法律の上で要らないというふうになつております。今の所これは話し合いを進めておありますので、整地をしてよろしいという承諾書は全部頂いております。それで後の事業に入りますと、今度は道路を作つていかと云うことの承諾をこれから頂くというふうにしております。只今の所、農作物そういう色々植えて使用しておりますが、地主の方々で全部整地してよろしいという所まで来ております。そういう内容であります。

10番～後の質問は撤回します。私の質問はこれで終ります。

12番～今まで随分と私の質問にもお答えがある様であります。特に私がこの埋立問題を出しましたのは、消防署の西側の埋立事業の見通し及び工事計画についてお伺いしたいと思います。該地域は一人地主だけの問題じやなく又付近住民の関心もあります。又広く郷願あるいはコザからも早くそこを埋立て入れしてくれる様にという要望もございますが、この埋立についてどういうふうに計画なされているか。その点をお伺いします。

市長～お答えします。これについては別に埋立事業としてやる訳じやなしにそこを区画整理事業をその一帯をやろうという考え方で区画整理をやるふとわかる場合には、一応その均しというのが入りますがそれをやるというので、今の所そこを全部こう同し高きに埋立するという事業の計画は持つておらん様です。

12番～只均すというふうになれば、この地域は非常に低地域でありますので雨が降るとまん水するのであります。只しき均らして区画整理するということは、無意味になるんじやないかと考えますが、その点お伺いします。

市長～只しき均すと云つても排水もするし、技術的な面については課長の方からお答えする様にします。

建設課長～補足致します。只今の整地工事であります。一応現地の方は、局部的に低い所がございます。あれが約土量と予算の関係で出来うるなれば4位いまで埋立てした方が非常に理想的になるというふうに考えておりましたが、実際上想当の土量が要りますので、それ

でその塊番に相応する様に再検討をしまして、今度計画高を一寸下げる様にしてあります。それでそれにしても全塊域が低い訳でありますので大体3,000坪位の土が要るんじやないかとこう云ふように今計算されております。そうすると約8,000合数の土量が要るともち論あの学校の後にあらうチリヤキ場がございますが、それも含めてあります。總て均すとすると、約17センチから18センチの全面的に盛るというふうな格好になる訳です。それで切り盛りして低い所多く高い所を切つて行くというふうな塊均でありますので、それにしても相当量は要るというふうになつております。

1.2番～現在該地域には塁立をせずに削ることもせずに建築出来る場所が相当あります。そういう所は、一応は市の道計画に沿つてそして売つてもらつてこれを先きに建築させてもらう様な方法がありますか、考えておられますか。

建設課長～今まで相当期間待つて頂いて非常に地主の方に迷惑をおかけしておりますが、これは畢竟に事業をやるというための一時の旨さんはごしんぼうをお願いした訳でありますので、後まじかに工事も着かんしようと云ふうな所まで考えておりますのでその場合もう暫くお待ちになつて全面的に整地をなされてからの方が非常に工事をして得策じやないかと云ふふうに考えておりますので出来れば区画整理の換地の発表までお待ち願いたいというふうに考えております。

1.2番～早急にですね整地をやつてもらうと現在まで作れる所も長い間待つてある状態です。この問題は即ち利益に関する問題でありますので早急に整地して頂いて整地してもらう様に要望します。

1.2番～各区域の特に私用道において、破損した所が相当多い受けられますがその破損した所の維持修繕についてどういう考え方を持つておるか、お聞かせを願いします。

建設課長～道路破損については、市道の破損は市の方で早くこれを修理し、一部落の道路であれば部落で部落道路の道をよくやつてもらう様にしているべきだよとこう思つておます。既に既にしては、

1.2番～市道だけしか考えておられない訳ですか。

市長～部落道でも各部落の方に修理してもらう様に資材をこちらから提供しますからと云つて道路の修理は今進めております。

1.2番～質問を終ります。

1.5番～質問します。商業高校敷地購入に関するお問い合わせして約100,000円の起債が必要の様ですが、起債の方法、その返済の方法、積金の財源はどこを

その地番に相應する様に再検討をしまして、今度計画高を一応下げる様にしてあります。それでそれにしても全地域が低い訳でありますので大体8,000坪位の土が要るんじやないかとこう云ふうに今計算されております。そうすると約8,000台数の土量が必要となると論の学校の後にあるチリやき場がございますが、それも含めてあります。相対に均すとすると、約17センチから18センチの全面的に盛るというふうな格好になる訳です。それで切り盛りして低い所に多く高い所を切つて行くというふうな地図でありますので、それにしても相当量は要るというふうになつております。

12番～現在該地域には埋立をせずに削ることもせずに建築出来る場所が相当あります。そういう所は、一応は市の道路計画に沿つてそして売つてもらつてここを先に建築させてもらう様な方法がありますか。考えておられますか。

建設課長～今まで相当期間待つて頂いて非常に地主の方に迷惑をおかけしておりますが、これは早急に事業をやるための一時の旨さんにごしんぼうをお願いした訳であります。後まじかに工事も着かんしようと云うふうな所まで考えておりますのでその場合もう暫くお待ちになつて全面的に整地をなされてからの方が非常に工事として特策じやないかと云うふうに考えておりますので出来れば区画整理の換地の発表までお待ち願いたいというふうに考えております。

12番～早目にですね。整地をやつてもらつて今まで作れる所も長い間待つてゐる状態です。この問題は即ち利益に関する問題でありますので早急に整地して頂いて整地してもらう様に要望します。

12番～各区域の特に私用道において、破損した所が相当見受けられますがこの破損した所の維持修繕についてどういう考え方を持つておるか。お聞かせを願いします。

建設課長～道路破損については、市道の破損は市の方で早くこれを修理し、部落の道路であれば部落で部落道路の道をよくやつてもらう様にしたいかとこう思つております。

12番～市道だけしか考えておられない訳ですね。

市長～部落道でも各部落の方に修理してもらう様に資材をこちらから提供しますからと云つて道路の修理は今進めております。

12番～質問を終ります。

15番～質問します。商業高校敷地購入に関連して約100,000ドルの起債が必要の様ですが、起債の方法、その返済の方法、償還の財源は何を

持つてありますか、質問致します。

市長～商業高校の敷地の購入費と敷地の地均しと並びに補償の総額で約100,000ドル位い概算であります。この位金が要ると思ひますのでその金は起債の場合には先きにこういうふうにやりたいと云うふうに思つていますが、まだその認可を得ておりません。先き申し上げましたからようございましょうね、それから這済について融資入れの名目上は先申し上げた様な起債に銀行にはそう出しますけれども実質においては土地代だけは是非政府の予算でこれを今度は24,400ドルしかないけれども、次政府の方で買上げてもらう様にして70,000いくらかは計上した訳であります。極力後の整地費や何についても今度の予算では取られておりませんけれども、これも同じ様にして出来るだけ政府の方に出してもらいたいとこう思つております。

15番～この問題は先つき5番さんの質問で大体分つておる訳ですが、もつと基本的な問題にふれたいと思ひます。その様な問題は先の中都商業高校の問題に致しまして、又今度の問題に致しましても、或は今安志川に建築されておる所の病院敷地の問題に致しましても、これは沖縄が異民族の中へ支配されておるという面からジャ起する問題であります。これは当然議会も市民もそして市当局も最と反対する必要があると考えております。これは当然教育行政というのほどの理由なる理由があるにせよ政府立であれば、当然政府がその設置一切を負担しなければなりません。明かに財政法をおかしてまでやると云うことはそこに問題がある訳であります。市長さんも勇気と自信を持つてこういつた問題は單に1市町村だけで解決すると云う方法を取るんじやなしに、何か物貢主義に拘らずに徹底して当然あるべきですがたに持つて行く様に要望致します。これはもち論1市町村だけでは出来ない訳であります。従つて市町村長会あたりに提携致しましてお互いにうまい合いをするんじやなしに本当にあるべきですがたで今般該問題は処理されて欲しいと強くを要望申し上げましてこの問題は質問を打切ります。

5番～聞逃して質問します。今先の市長の答弁の中に整地もやると云うふうなお話しがありました。整地の経費も各々宜野湾市は負担するんですか、初めみでず私は？

市長～そうであります。今度の予算には取られておりません。

5番～今まで新聞紙上なんかから得た範囲知識であります。そういう場合の整地にはよくいわゆる競争の一つとして部隊をどちらホウ仕向にやつてもらつておりますが、この際一つ適当な部隊にホウ仕をしてもらう様な折衝をなさるお考えはありませんか？

市長～是非軍に応援したいと思つて、折衝も致しております。

持つてあてますか。質問致します。

市長～商業高校の敷地の購入費と敷地の地均しと並びに補償の総額で約100.000ドル位い概算であります。この位金が要ると思ひますのでその金は起債の場合には先きにこういうふうにやりたいと云うふうに思つていますが、まだその認可を得ておりません。先き申し上げましたからようございましょうね。それから返済については借入れの名目上は先申し上げた様な起債に銀行にはそう出しますけれども実質においては土地代だけは是非政府の予算でこれを今度は24.400ドルしかないけれども、次政府の方で買上げてもらう様にして70.000いくらかは計上した訳であります。極力後の整地費や何についても今度の予算では取られておりませんけれども、これも同じ様にして出来るだけ政府の方に出してもらいたいとこう思つております。

15番～この問題は先つき5番さんの質問で大体分つておる訳ですが、もつと基本的な問題にふれたいと思います。その様な問題は先の中南部商業高校の問題に致しましても又今度の問題に致しましても、或は今茨川に建築されておる所の病院敷地の問題に致しましても、これは神羅が異民族の中へ支配されておるという面からジャ起する問題であります。これは当然議会も市民もそして市当局も最と反省する必要があると考えております。これは当然教育行政というのは、如何なる理由があるにせよ政府立てあれば、当然政府がその設備一切は負担しなければなりません。明かに財政法をおかしてまでやると云うことはそこに問題がある訳であります。市長さんも勇気と自信を持つてこういつた問題は單に1市町村だけで解決すると云う方法を取るんじやなしに、何か物貢主義にからずに徹底して当然あるべきですがたに持つて行く様に要望致します。これはちつと論1市町村だけでは出来ない訳であります。従つて市町村長会あたりに提案致しましてお互にうばい合いをするんじやなしに本当にあるべきですがたで今後該問題は処理されて欲しいと強く要望申し上げましてこの問題は質問を打切ります。

5番～関連して質問します。今先の市長の答弁の中に整地もやると云うふうなお話しがありました。整地の経費も吾々宣野鷲市は負担するんですか。初みみです私は？

市長～そうです。今度の予算には取られておりません。

5番～今まで新聞紙上なんかから得た範囲知識であります。そういう場合の整地にはよくいわれる義善の一つとして部隊などからホウ仕的にやつてもらつておりますが、この際一つ適当な部隊にホウ仕をしてもらう様な折衝をなさるお考えはありませんか。

市長～是非軍に応援したいと思つて、折衝も致しております。

少つでもいいから、質問をします。

5番～期待しておきます。

15番～私の質問の2番に入ります。これは今度で確か三回目の質問でありますし、先づき9番後最後質問なさつておりますので、別な方法から取したいと思います。都市計画はなされてから何年になりますか

市長～都市計画を打ち出したのは、はつきりしたと云うのは、建設課を置いてその前から都市計画をやらねやならんと思つておりましたが、建設課を設置して、建設課の方でこれを手を着けたのが確か60年頃に建設課を置いておりますから、61年頃からこれを進めたと思う思つております。どちらかで何年かあります。これが自らの

15番～大体で結構でありますが、今日政援助による保育所の問題があつちこつちでやられておりますが、何故そういう対応費を組まないかと云う質問をやつた時には、敷地が問題だというふうことで聞かれたおぼえがありますが、都市計画~~が~~をされてからかれこれ3年或は4年にもなると云うのに、その保育所の設置する場所位置することが出来ない様では全く話にならないません。この問題は切りきります。とくせ3番目に移ります。野嵩等の高台地の水道の問題についても亦は朝と晩しか出ない様であり異ですが、適正な料金を徴収しておりますがお願いします。

市長～はい、一概にどうやらやる、今が切合でやることでござります。

15番～話しによりますと云うと90立~~方~~尺は27～28立~~方~~尺を上つ方ある様であります。そういうことが実際ありますか。

市長～前から話しがありました様に水が出ない場合には、底は空気でも固るというので、その異状の場合には話し合つて調整していることになつております。しかし、上り下りして、上水管を引いて上昇させしてその場合があるのです。

15番～この点、担当課長の方に答弁お願いしたいと思います。

水道課長～ご説明申します。確かに野嵩の高台地におき度もて其處最近の軍の配水本管の水圧低下によりまして、日中使用時間中はほとんど出ない地域が多くありますので、使用水量におきましては、高台地はパイプの末端でもありますし、確かに90立~~方~~尺上つたり、50立~~方~~尺上がつたりした所がままあります。そういう所は個人の申し入れによりまして調査して測定値をして微収致しております。

15番～現在調整して徴収している訳ですね。そんなら結構でありますか。私が知っている所で今までの立~~方~~尺も當わないのが、そういう例があります。そして私の所に来ましてこの集金人かどうか、はつきり知らない様ですが、これは今までこう実験をおされてみてそんな途方もない様なメーターは上らんと所がいやがらせをやつたという様

5 番～期待しておきます。

15番～私の質問の2番に入ります。これは今度で確か三回目の質問でありますし、先つき9番講員も質問なさつておりますので、別な方法から致したいと思います。都市計画はなされてから何年になりますか

市長～都市計画を打ち出したのは、はつきりしたと云うのは、建設課を置いてその前から都市計画をやらねやならんと思つておりましたが、建設課を設置して、建設課の方でこれを手を着けたのが確か60年頃に建設課を置いておりますから、61年頃からこれを進めたとこう思つております。

15番～大体で結構でありますが、今日政援助による保育所の問題があつちこつちでやられておりますが、何故そういつた対応費を組まないかと云う質問をやつた時には敷地が問題だということで聞いたおぼえがありますが、都市計画がをされてからかれこれ3年或は4年にもなると云うのに、その保育所の設置する場所位選ぶことが出来ない様では全く話しになりません。この問題は打切ります。

3番目に移ります。野嵩高等の高台地の水道の問題について、水は朝と晩しか出ない様であります、適正な料金を徴収しておりますがお伺いします。

市長～はい。

15番～話によりますと云うと50立法或は27～28立溝も上つておる様であります。そういうことが実際にありますか。

市長～前から話しがありました様に水が出ない場合には或は空気でも回るというのでその異状の場合には話し合つて調整していることになつております。

15番～この点、担当課長の方に答弁お願いしたいと思います。

水道課長～を説明申し上げます。確かに野嵩の高台地におきましては、最近の軍の配水管の水圧低下によりまして、日中使用時間中はほとんど出ない地域が多くありますので使用水量におきましては、高台地はバイパスの末端でもありますし、確かに30立法上つたり、50立方上がつたりした所がままあります。そういう所は個人の申し入れによりまして調査して調定減をして徴収致しております。

15番～現在調整して徴収している訳ですね。そんなら結構でありますが、私が知つている所で今まで8立溝方も使わないので、そういう例があります。そして私の所に来ましてこの集金人かどうか、はつきり知らない様ですが、これは今までこう実積をおさえてみてそんな途方もない様なメーターは上らんと所がいやがらせをやつたという様

なメーターは上らんと、所がいやがらせをやつたという様を話しお聞きしております；その辺はあつたかどうかは充分調査されまして、直接指導担当される課長に慎重にこの人達も地方公務員であるはずでありますし、又無金人のおばさんなりでも指導監督して相手にいやみとして受け取られる様な言論をしない様に充分注意してもらいたいということを要望致しまして、この質問を打切ります。

19番～都計の問題でも沢山の部分的な質問がございましたけれども、都市計画をされて、かれこれ数年もう既にマスター・プランも認定されるという段階までさせまつております。従いまして私の聞きたい所は、もう既に実施の段階にあるべきだという見解に立ちまして、今後のいわゆる工事でございます。その実施の今後の計画について一応お伺いしたいと思つております。

市長～市のマスター・プランという計画については、去つた25日に審議されて居りますが、それが公示済んだら、それによる所の事業を計画して認可を受けて進める。最初に次に認可を受けて進める仕事が今出している所の墨立とそれから区画整理。これが先きになるとこう思つております。具体的な件につきましては關係課長から現在やりつつあるのは、今急いでいるのがこの排水と歩道の本年度で施工すべきものの算への手続きや、或は政府への設計の変更などについては、現在やつている様であります。

次に来る仕事はそういうものが大きな仕事になるところ思つております。尚補足すべき所は課長に説明して戴きます。

19番～今おつしやられた墨立と区画整理と云うことでございますが、その区画整理の段階においても、一応は実施の段階においてはそれには色々すべてが一諸に出来るということはあり得ないと思いますが、その大体段階ですね、どこからどういうふうにして、どういうふうにこう運んで行きたいといった様な具体的な計画でもございましたらご説明願います。

建設課長～只今のご質問に補足致します。都市計画が認可なりまして、尚これから実際に実施するということになりますと、畠地問題が含まれて来る訳でありますので、真先に区画整理の方に着手しておこなう。それでその地主の地主の方々の土地に将来制限がかかる訳でありますけれどもその制限が長びかない様な方法で適かに区画整理をし又各人の土地が早く使えるというふうにして行きたいと考えております。それからもう一つは建物が実際に作られる様になりまして、更に又道路という問題がござりますので、その骨も早急に道路計画を致しまして、実施して交通に支障のない様に行きたいとこういふうに考えております。それで前々からお話し申上げました様に区画整理の方では今の普天間の前すじ原一帯は約70,000坪位ございますが、その方を第1番目にやりまして、接続時期の前後は少しありますけれども、大謝名の方の地界に早く着手したいと考えております。そ

なメーターは上らんと。所がいやがらせをやつたという様な話しさ聞いております。その辺はあつたかどうかは充分調査されまして、直接指導担当される課長に慎重にこの人達も地方公務員であるはずでありますし、又集金人のおばさんなりでも指導監督して、相手にいやみとして受け取られる様な言論をしない様に充分注意してもらいたいということを要望致しまして、この質問を打切ります。

19番～都計の問題でも沢山の部分的な質問がございましたけれども、都市計画をされて、かれこれ数年もう既にマスター・プランも認定されるという段階までさせまつております。従いまして私の聞きたい所は、もう既に実施の段階にあるべきだという見解に立ちまして、今後のいわゆる工事でございます。その実施の今後の計画について一応お伺いしたいと思つております。

市長～市のマスター・プランという計画については、去つた25日に審議されて居りますが、それが旨示済んだら、それによる所の事業を計画して認可を受けて進める。最初に次に認可を受けて進める仕事が今出している所の埋立とそれから区画整理、これが先きになると思うつております。具体的な件につきましては関係課長から現在やりつつあるのは、今急いでいるのがこの排水と歩道の本年度で施工すべきものの算への手続きや、或は政府への設計の変更などについては、現在やつている様であります。

次に来る仕事はそういうものが大きな仕事になると思うつております。尚補足すべき所は課長に説明して戴きます。

19番～今おつしやられた埋立と区画整理と云うことでございますが、その区画整理の段階においても、一応は実施の段階においてはそれには色々すべてが一緒に出来るということはあり得ないと思いますが、その大体段階ですね、どこからどういうふうにして、どういうふうにこう運んで行きたいといつた様な具体的な計画でもございましたらご説明願います。

建設課長～只今のご質問に補足致します。都市計画が認可なりまして、尚これから実際に実施することになりますと、用地問題が含まれて来る訳でありますので、真先に区画整理の方に着手しまして、それでその地域の地主の方々の土地に将来制限がかかる訳でありますけれどもその制限が長びかない様な方法で速かに区画整理をし又各人の土地が早く使えるというふうにして行きたいと考えております。それからもう一つは建物が実際に作られる様になりましたても更に又道路という問題がございますので、その件も早急に道路計画を致しまして、実施して通交に支障のない様に行きたいとこういうふうに考えております。それで前々からお話し申上げました様に区画整理の方では今の普天間の前すじ原一帯は約70,000坪位ございますが、その方を第1番目にやりまして引続き時期の前後は少しありますけれども、大諏名の方の地域に早く着手したいと考えております。そ

これはあの辺一帯が非常に今建物を作りたいという要望がござりますので、もうまじかに市街化するともしくは建物が立ち並んで施行が出来ないという様な状態になると、市としましても整理に苦労する訳でござりますので、その辺一帯真憲喜。大蔵省それから陸地測量一帯に是連手をつけて区画整理事業を進めて行きたいと考えております。それから埋立事業の方でござりますが、その方は現在、目辺一帯の海岸の測量を完了し實して大体現地の土量あれこれ調査しております。それで埋立する範囲においては、海岸の奥の方にこれは海岸までございますが、測量済みてそこまで埋るんだという様な示してござります。その方は画面が出来政第実際に検討しまして工事が出来る範囲内、一工区、二工区、三工区まで分けたらどうかというふうに今検討しておりますが、その工区を早く終つて事業実施に移して行きたいとこういうふうに考えております。次に同じ都市計画であります。尚今度指定になります幹線道路につきましては、幹線道路に含まれる土地について調査をし、それが実質出来る様な方法をあらかじめ計西約にやつて行きたいというふうに考えております。

19番～よく分りません。時間的に延年することは、将来において大きくしないを残すという様な又実際工事に着手しても色々手短するとか、出るんじやないかということを懸念致しております訳です。遠かに実施してもらう様強く要望致します。

次に2番に移ります。先程も2番さんからの質問にもあつた訳でござりますが、本市のいわゆる地先水面の漁業権の問題とそれに平行しまして埋立の問題そういうことを現況を市長さんとしては、如何様な見方で見ておられるか。又この問題の将来についての市長さんのご見解をお伺いしたいと思います。

市長～見解といふと市の欲している所が出来そうであるか、埋立についてとこういう意味ですか。先までもお話し申し上げましたが、議会でもそういう方法で、協力してもらう様に、或は皆さんで一誂になつていつてその点を強く要請して頂きたいとこう思つております。それから埋立に関してというと、埋立は確かに認可されるものとこう思つております。

19番～その現況についてでござい出すが。市長さんのご意思が通るものと明るい見通しでござりますか、という意図でございます。

市長～そうです。

19番～一つ大い歎がん張つて明るい見通しがそのまま明るくなる様にお願いします。次に移ります。去つた6月議会におきまして、附属機関が設置される様に決定され、かつ又予算のうら付けがござります。現在まで僅んらの動きもございませんので、どういうふうになつておるのかその現況についてを説明お願いします。

れはあの辺一帯が非常に今建物を作りたいという要望がござりますので、もうまじかに市街化するともしくは建物が立ち並んで施行が出来ないという様な状態になると、市としましても整理に苦労する訳でございますので、その辺一帯真志喜・大糸名それから宇地泊一帯に早速手をつけて区画整理事業を進めて行きたいと考えております。それから埋立事業の方でございますが、その方は現在、周辺一帯の海岸の測量を完了しまして大体現地の土量あれこれ調査しております。それで埋立する範囲においては、海岸の奥の方にこれは海岸沿いでございますが、測量済んでそこまで埋るんだという標示までしてございます。その方は圓面が出来次第実際に検討しまして、工事が出来る範囲内、一工区・二工区・三工区まで分けたらどうかというふうに今検討しておりますが、その工区を早く終つて事業実施に移して行きたいとこういうふうに考えております。次に同じ都市計画市計画でありますが、尙今度指定になります幹線道路につきましては、幹線道路に含まれる土地について調査をし、それが実施出来る様な方法をあらかじめ計画的にやつて行きたいというふうに考えております。

19番～よく分りました。時間的に延年することは、将来において大きなくいを残すという様な又実際工事に着手しても色々折るとか。出るんじやないかということを懸念致しておる訳です。速かに実施してもらう様強くご要望致します。  
次に2番に移ります。先程も3番さんからの質問にもあつた訳でございますが、本市のいわゆる地先水面の漁業権の問題とそれに平行しまして埋立の問題そういうことを現況を市長さんとしては、如何様な見方で見ておられるか。又この問題の将来についての市長さんのご見解をお伺いしたいと思います。

市長～見解というと市の欲している所が出来そうであるか。埋立についてとこういう意味ですか。先きもお話し申し上げましたが、講会でもそういう方法で1つ協力してもらう様に、或は皆さんで一説になつていつてその点を強く要請して頂きたいとこう思つております。それから埋立に関してというと、埋立は確かに認可されるものとこう思つております。

19番～その現況についてでございますが、市長さんのご意思が通るものと明るい見通しでございますか。という意味でございます。

市長～そうであります。

19番～1つ大いに張つて明るい見通しがそのまま明るくなる様にお願いします。次に移ります。去つた6月講会におきまして、附属機関が設置される様に決定され。かつ又予算のうら付けがございます。現在まで何んらの動きもございませんので、どういうふうになつておるのかその現況についてご説明お願いします。

市長～現況においては、本日も2～3回車上げて、大体メンバーも準備していますので、近く発足出来るものとこう思います。

19番～すぐ出来るということは、大変結構なことでござりますけれども、現在までその問題が延々したそのうちには何があるんじやないかといつた様な一類の危やの憂をいただきましてこの質問を出してお聞きをさせますが、充分にその当該期間が生がれぞ市長として充分なる効果が發揮出来るんだという自信をお持ちですか。

市長～そうであります。

19番～以上で他の問題は削除致します。

議長～これで質問を終つたことになりますが、外にございませんか。

16番～文書出してないで大変失礼致しておりますが、去つた6月の議会の場合に年度始めの予算巡回という意味で一時借入れの議決を取しましたけれども、いくらの額を借入れるのか、償還状況はどうなつてあるか、それからもう一つ毎年議会に財政公表を書きなくしてやむを得ない様になつております。去つた6月末日までの財政状況を公表する様に条例にうたわれておりますが、今議会にも出ておりませんか。公表やられる意想があるのかどうか、その点二点だけお伺いします。

市長～財政課長から説明させていただきます。

財政課長～一時借入れにつきましては、10,000ドルの借入れがなされております。返済につきましては、まだ返済していないと思っておりますが期日がはつきり分りませんので、後でご報告申し上げます。それから財政公表の件でございますが、今資料の作成中であります。近々の内に財政公表をしたいとこう思つております。

16番～9月中旬にやられる訳ですか。

財政課長～9月中はちょっとまにあいかねると思います。

16番～やられることはやられる訳ですか。

財政課長～はい、やります。

16番～収入課さん、ちょっとと借入の件ちょっととお願い致します。借入の融済をした訳でございますけれどもですね、いくらの額を借入れたか水道も一般会計もですね。それから償還状況はどういうふうになつているかどうか、6月末まで融済したものでございます。

収入課～一般会計は10,000ドル借りて、返済が10月3日になつております

市長～現況においては、本日も2～3回申上げて、大体メンバーも準備していますので、近く発足出来るものとこう思います。

19番～すぐ出来るということは、大変結構なことでござりますけれども、現在までその問題が延々したそのうらには何かあるんじやないかといつた様な一種の危ぐの聲をいただきましてこの質問を出した訳でございますが、充分にこの当該期間が生かされて市長としても充分なる効果が發揮出来るんだという自信をお持ちですか。

市長～そうであります。

19番～以上で他の問題は削除致します。

議長～これで質問を終つたことになりますが、外にございませんか。

16番～文書出してないで大変失礼致しておりますが、去つた6月の議会の場合に年度始めの予算運用という意味で一時借入れの議決を致しましたけれども、いくらの額を借入れるのか、償還状況はどうなつているか。それからもう一つ毎年議会に財政公表を出さなくちやいけない様になつております。去つた6月末日までの財政状況を公表する様に条例にうたわれておりますが、今議会にも出ておりませんし公表やられる意思があるのかどうか。その点二点だけお伺いします

市長～財政課長から説明させていただきます。

財政課長～一時借入れにつきましては、10.000ドルの借入れがなされております。返済につきましては、まだ返済してないと思つておりますが期日がはつきり分りませんので、後でご報告申し上げます。それから財政公表の件でござりますが、今資料の作成中であります。近々の内に財政公表をしたいとこう思つております。

16番～9月中旬にやられる訳ですか。

財政課長～9月中はちょっとまにあいかねると思います。

16番～やられることはやられる訳ですね。

財政課長～はい。なります。

16番～収入役さん、ちょっと借入の件ちょっとお願い致します。借入の議決をした訳でございますけれどもですね。いくらの額を借入れたか水道も一般会計もですね。それから償還状況はどういうふうになつているかどうか。6月末まで議決したものでございます。

収入役～一般会計は10.000ドル借りて、返済が10月3日になつております

それから水道特別会計は 10,000 ドル借りて、償還が 12 月 3 日となつております。

5 質～私の 1 番の質問事項に対しまして、プリント資料が配ばられております。そこで収入役にお尋ね致します。この 1 月 3 日現在のこの件数をこの該当欄に 12 月の 20 日ないし、25 日、20 日でも結構ですかから一応 20 日としておきます。63 年 12 月 20 日現在の件数を以つて次の議会までにも結構です。提出してもらいませんか。これは 1 月 3 日現在のものです。これはこれを 12 月 20 日現在の該当する各項目のいわゆる金額ですね。これは 64 年の 1 月 3 日現在で作成されたこれは件数であります。これは 1 月 3 日現在ですからそれより約 14 ~ 15 日前ですね。63 年 12 月 20 日現在における所のこの項目に該当するすべての金額これを次の議会でも結構ですからこれまでに 1 つ出してもらいますか。要請致します。提出を要請致します。

収入役～前任者の期間でありますか。

それから水道特別会計は 10,000ドル借りて、償還が 12月3日となつております。

5番～私の1番の質問事項に対しまして、プリント資料が配ばられております。そこで収入役にお尋ね致します。この1月3日現在のこの件数をこの該当欄に12月の20日ないし、25日、20日でも結構ですから一応20日としておきます。63年12月20現在の件数を以つて次の議会までにも結構です。提出してもらいませんか。これは1月3日現在のものです。これはこれを12月20日現在の該当する各項目のいわゆる金額ですね。これは64年の1月3日現在で作成されたこれは件数であります。これは1月3日現在ですからそれより約14～15日前ですね。63年12月20現在における所のこの項目に該当するすべての金額これを次の議会でも結構ですからこれまでに1つ出してもらいますか。要求致します。提出を要求致します。

収入役～前任者の期間でありますか。

5 番～はい、そうです、もし出来なければ出来ない理由をお願いいたします。

収入役～前任者の期間でありますので、出来ない場合があるかも知れませんので  
一応やってみて出来なければ出来ない事をお報らせします。

候

5 番～はい出来なければ出来ない理由をお願いします。

5 番～資料によりますと、預け入れの取引銀行、これは農協に7,000萬余り  
りゆう銀に約5,000萬、東通銀行に約10,000萬余り。こういうふうにさ  
れておりますが、3つの金融機関預金利息は同じでありますか。利息は  
變りますか。

収入役～利子税の引かれる分は市中銀行は少なびくなると思います。

5 番～利子税に該当する金額だけ農協に預けた方が亘野市のためにになります  
が、しかばためになる様に最善の方法を以つて現金を保管するのが、  
収入役の義務だと私は考えますが、これに対して今後の預け入れという  
ふうな問題に対しまして、収入役はどういうふうな考え方でありますか。

収入役～充分検討した事はございませんが、單に申上げますと、今預金の利子を  
多くするという意味からしまして農協の方が有利だとは思いますけれども、  
条例によりまして預金先が指定された以上は、ある程度市の今後の  
発展のために、各金融機関の登録ももち論これは必要になつて来るんじ  
やないかと思いますので、そういう登録事務をお願いする意味からおき  
ましても、ある程度の取引は市の発展のために、前預金利子以上の得策  
があるんじやないかと考えて出来るだけ事務に支障のない限りは、各指  
定された金融機関とも取引きをして行きたいという様な考え方を持つてお  
ります。

5 番～預金の利子そういうつた只これだけの理由からじやなくして、政策面そ  
いつた面も考慮した上であるという今の考え方方は別に、それでも結構か  
と思いますが、今のお考えの説明の中に取引銀行として指定されている  
からという理由がありました。取引銀行として指定されているからと  
いうのは、預金しなくちやいかない義務があるというふうに解しやすくて  
すか。収入役さん。

収入役～義務ではございません。

10番～本会の一質問を通じて、その答弁の中に諮問機関という諮問委員とい  
うのは、合併問題、那覇市との水道問題、市有地の処分の問題、建立の  
問題、そういうつた問題はすべて諮問委員会でよく検討するという様なお  
答えでございましたが、なんだかその諮問委員会というものは、大きな  
当局の決定権をもつ様な委員会、何か知らそう考えられる誤でございま

5 番～はい。そうです。もし出来なければ出来ない理由をお願いいたします。

収入役～前任者の期間でありますので、出来ない場合があるかも知れませんので  
一応やつてみて出来なければ出来ない事をお報らせします。

はい

5 番～はい出来なければ出来ない理由をお願いします。

5 番～資料によりますと、預け入れ先の取引銀行。これは農協に7,000 \$余り  
りゆう銀に約5,000 \$. 沖縄銀行に約10,000\$余り。こういうふうにさ  
れておりますが、3つの金融機関預金利息は同じでありますか。利息は  
變りますか。

収入役～利子税の引かれる分は市中銀行は少なびくなると思います。

5 番～利子税に該当する金額だけ農協に預けた方が宜野湾市のためになります  
が、しかばためになる様に最善の方法を以つて現金を保管するのが、  
収入役の義務だと私は考えますが。これに対して今後の預け入れという  
ふうな問題に対しまして、収入役はどういうふうな考え方でありますか。

収入役～充分検討した事はございませんが、単に申上げますと、今預金の利子を  
多くするという意味からしまして農協の方が有利だとは思いますが  
、余例によりまして預金先が指定された以上は、ある程度市の今後の  
発展のために、各金融機関の登録もしくはこれは必要になつて来るんじ  
やないかと思いますので、そういう登録事務をお願いする意味からおき  
ましても、ある程度の取引は市の発展のために、専預金利子以上の得策  
があるんじやないかと考えて出来るだけ事務に支障のない限りは、各指  
定された金融機関とも取引きをして行きたいという様な考え方を持つてお  
ります。

5 番～預金の利子そういう只これだけの理由からじやなくして、政策面そ  
ういった面も考慮した上であるという今の考え方は別に、それでも結構か  
と思いますが、今のお考えの説明の中に取引銀行として指定されている  
からという理由がありました。取引銀行として指定されているからと  
いうのは、預金しなくちやいかない義務があるというふうに解しやすくで  
すか。収入役さん。

収入役～義務ではございません。

10番～本会の一般質問を通じて、その答弁の中に諮問機関という諮問委員とい  
うのは、合併問題・那覇市との水道問題・市有地の処分の問題・埋立の  
問題。そういう問題はすべて諮問委員会でよく検討するという様なお  
答えでございましたが、なんだかその諮問委員会というものは、大きな  
当局の決定権をもつ様な委員会。何か知らそう考えられる誤でございま

す。そこでもう一度その委員会の計画について市長さんに御質問いたします。

市長～研究し検討する機関であつて、ことでもつて議決した様に決定する機関ではなしに、又執行の責任をここにあづけた訳でもないので、あくまで研究機関であります。

10番～結局今までの質問内容からした場合には、こういつたすべての問題が、その委員会が設置しない限りは、手がつけられないという様な感じをうけるのであります。そこで現在の当局の内部の人員としては、こういう問題は手づけられない状況でございますが、どうやうお見えになりますか。

市長～元に10議員さんがいわれる様に取り上げられた問題は非常に難しい問題で悩んでいる問題でありますので、その機関を作つて、そこで検討したいということをであります。実際の所現在の職員でこれを検討する余地もなければ、又それについては市長としても職員だけでこれを決定付けるのはどうかという不安がありますので、この機関を作つて充分検討したいという考え方であります。

議 長～外にございませんか、なければこれを以つて一就質問を終ることにいた  
します。

議長～暫休憩を申します。（午後4時20分）

（午後4時26分）○議長　以上は討論の結果、本会議を閉会するに付て御了承を仰ぎました。各委員長より報告がござつた事項は以上とし、各委員長の御了承を仰ぎました。（午後4時26分）○議長～再開いたします。午後4時26分）

市長～議案第40号、1965年度富野市才入才出追加更正予算と議案第4  
1号、市債を起すことについての案件は、この妻の定期会に間に合せて、  
夫の承認を要すして、その財源のねん出をしては御機会を失ひる所はない

申の予算を更正しても、その勘定のねん山としては起債を含める外はない、  
という考で、起債の繰戻までお願ひしよううと、即ち日程のうり、6月に予定  
してありましたが、手続上で政府の方からの起債の認可がまだ得られま  
せん。このままでして逐段審査を作り出すことは、今後の予算審査に大

せんのて、こちらとして計算業を伴り出すとか、今の所出水はせん。一応その目途がついてから提案したいと思いますので、御了承願います。

議長～日程第8、謹慎第9号、取引銀行指定に関する陳情についてと、それから日程第11、謹案第44号、宜野湾市財産の取扱管理及び処分に関する件、各項の陳情を承ります。各項についても、折譲に付します。

議長～本案につきましては一応事務局長をして朗読せしめます。これにつきましては、別に看板では陳情は受けておりません、書面だけです。

す。そこでもう一度その委員会の計画について市長さんに御質問いたします。

市長～研究し検討する機関であつて、ここでもつて議決みた様に決定する機関ではなしに、又執行の責任をここにあずけた訳でもないので、あくまでも研究機関であります。

10番～結局今までの質問内容からした場合には、こういつたすべての問題が、その委員会が設置しない限りは、手がつけられないという様な感じをうけるのであります。そこで現在の当局の内部の人員としては、こういう問題は手づけられない訳でござりますか。

市長～先に10番議員さんがいわれる様に取り上げられた問題は非常に難しい問題で悩んでいる問題でありますので、その機関を作つて、そこで検討したいということであります。実際の所現在の職員でこれを検討する余地もなければ、又それについては市長としても職員だけでこれを決定付けるのはどうかという不安がありますので、この機関を作つて充分検討したいという考え方であります。

議長～外にございませんか。なければこれを以つて一般質問を終ることにいたします。

議長～暫休憩いたします。（午後4時20分）

議長～再開いたします。（午後4時26分）

市長～議案第40号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算と議案第41号、市債を起すことについての案件は、この度の定例会に間に合せて、市の予算を更正して、その財源のねん出としては起債を求める外はないという考で、起債の議決までお願ひしようと。即ち日程の5.6に予定してありましたが、手続上で政府の方からの起債の認可がまだ得られませんので、こちらとして予算案を作り出すことが、今の所出来ません。一応その目途がついてから提案したいと思いますので、御了承願います

議長～暫休憩いたします。（午後4時27分）

議長～再開いたします。（午後4時28分）

議長～日程第8.陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情についてと、それから日程第11.議案第44号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題に付します。

議長～本案につきましては一応事務局長をして朗読せしめます。

これにつきましては、別に口頭では陳情は受けておりません。書面だけであります。

議長～本件に対する質疑を承ります。

市長～只今の陳情にもあります様に、市の財産管理の円滑をはかるためには、こういう信用のある支店は安全な取引先として認められますので、これを改正したいと思つて提案してある訳であります。

議長～本案に対する質疑を承ります。

議長～暫休憩いたします。(午後4時29分)

議長～再開いたします。(午後4時30分)

議長～本案につきましては、質疑はございませんか。なければ質疑を打切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～では陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情について~~討論~~を求めます。

議長～~~討論~~省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情についてを表決に付します。本案を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は採択することに決定いたします。

議長～次は議案第44号、宜野湾市の財産管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について~~討論~~を求めます。

議長～~~討論~~省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんの左様決定いたします。

議長～では議案第44号、宜野湾市の財産管理及び処分の取扱管理及び処分に関する

議長～議案第44号について当局の趣旨説明を求めます。

市長～只今の陳情にもあります様に、市の財産管理の円かつをはかるためには  
こういう信用のある支店は安全な取引元として認められますので、これを  
改正したいと思つて提案してある訳であります。

議長～本案に対する質疑も認めます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時29分)

議長～再開いたします。(午後4時30分)

議長～本案につきましては、質疑はございませんか。なければ質疑を打切りた  
いと思いますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案に対する質疑を打切ることにいたします

議長～では陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情について差検討を求めます

議長～検討省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情についてを表決に付します  
本案を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は採択することに決定いたします。

議長～次は議案第44号、宜野湾市の財産管理及び処分に関する条例の一部を  
改正する条例について検討を求めます。

議長～検討省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんの左様決定いたします。

議長～では議案第44号、宜野湾市財産管理及び処分の取得管理及び処分に関

する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時35分)

議長～再開いたします。(午後4時40分)

16番～動議を提出いたします。本定期会の会期が来る23日までとなつておりますが、全議案が終了いたしましたので、会期打切りの動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がございましたので、成立しております。  
お詫びいたします。会期を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本日を以つて会期を打切ることにいたします

議長～本日を以ちまして、全日程が終了いたしましたので、宜野湾市議会第1  
7回定期会を閉じることにいたします。  
長時間にわたり慎重なる御審議をしていただきまして、どうもありがとうございました。

議長～閉会(午後4時41分)

上記会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを  
証するため、ここに署名する。

1964年10月20日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

伊佐貞喜  
安里安政

する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時35分)

議長～再開いたします。(午後4時40分)

16番～動議を提出いたします。本定例会の会期が来る23日までとなつておりますが、全議案が終了いたしましたので、会期打切りの動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がございましたので、成立しております。  
お詫びいたします。会期を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本日を以つて会期を打切ることにいたします

議長～本日を以ちまして、全日程が終了いたしましたので、宜野湾市議会第1  
7回定例会を閉じることにいたします。  
長時間にわたり慎重なる御審議をしていただきまして、どうもありがとうございました。

議長～閉会(午後4時41分)

上記会議録の次第は書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを  
証するため、ここに署名する。

1964年10月20日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

行 体 事  
安 里 勝